

Press Release

報道関係者 各位

平成25年6月24日(月)

【照会先】

年金局 事業管理課

課長補佐 尾山 将 (内線 3661)

(直通電話) 03(3595)2811

年金局 事業企画課調査室

室長補佐 楠田 裕子 (内線 3582)

(直通電話) 03(3595)2794

(代表電話) 03(5253)1111

日本年金機構 国民年金部

部長 町田 浩

平成24年度の国民年金保険料の納付状況と今後の取組等について

厚生労働省では、このほど、平成24年度の国民年金保険料の納付状況と今後の取組等を取りまとめましたので公表します。

本資料には、未納分を遡って納付できる過去2年分を集計した「最終納付率」と、平成24年4月分から平成25年3月分までの保険料のうち平成25年4月末までに納付された月数を集計した「現年度分の納付率」、更に今後の取組等についてまとめています。

- 平成22年度分(過年度2年目)の最終納付率(※1)は、64.5%
(22年度末から5.2ポイントの伸び)
- 平成23年度分(過年度1年目)の納付率(※2)は、62.6%
(23年度末から3.9ポイントの伸び)
- 平成24年度の現年度分の納付率は、59.0%
(対前年同期比+0.3%)

(※1) 平成22年度分(過年度2年目)の最終納付率:平成22年4月分~平成23年3月分の保険料のうち、平成25年4月末までに納付された月数の割合。

(※2) 平成23年度分(過年度1年目)の納付率:平成23年4月分~平成24年3月分の保険料のうち、平成25年4月末までに納付された月数の割合。

平成25年6月24日(月) 10:00より
第21回社会保障審議会日本年金機構評価部会開始時 解禁

平成24年度の国民年金保険料の納付状況と今後の取組等について
(概要)

平成25年6月24日
厚生労働省年金局・日本年金機構

平成24年度の国民年金保険料の納付状況と今後の取組等について（概要）

国民年金保険料の納付状況と要因

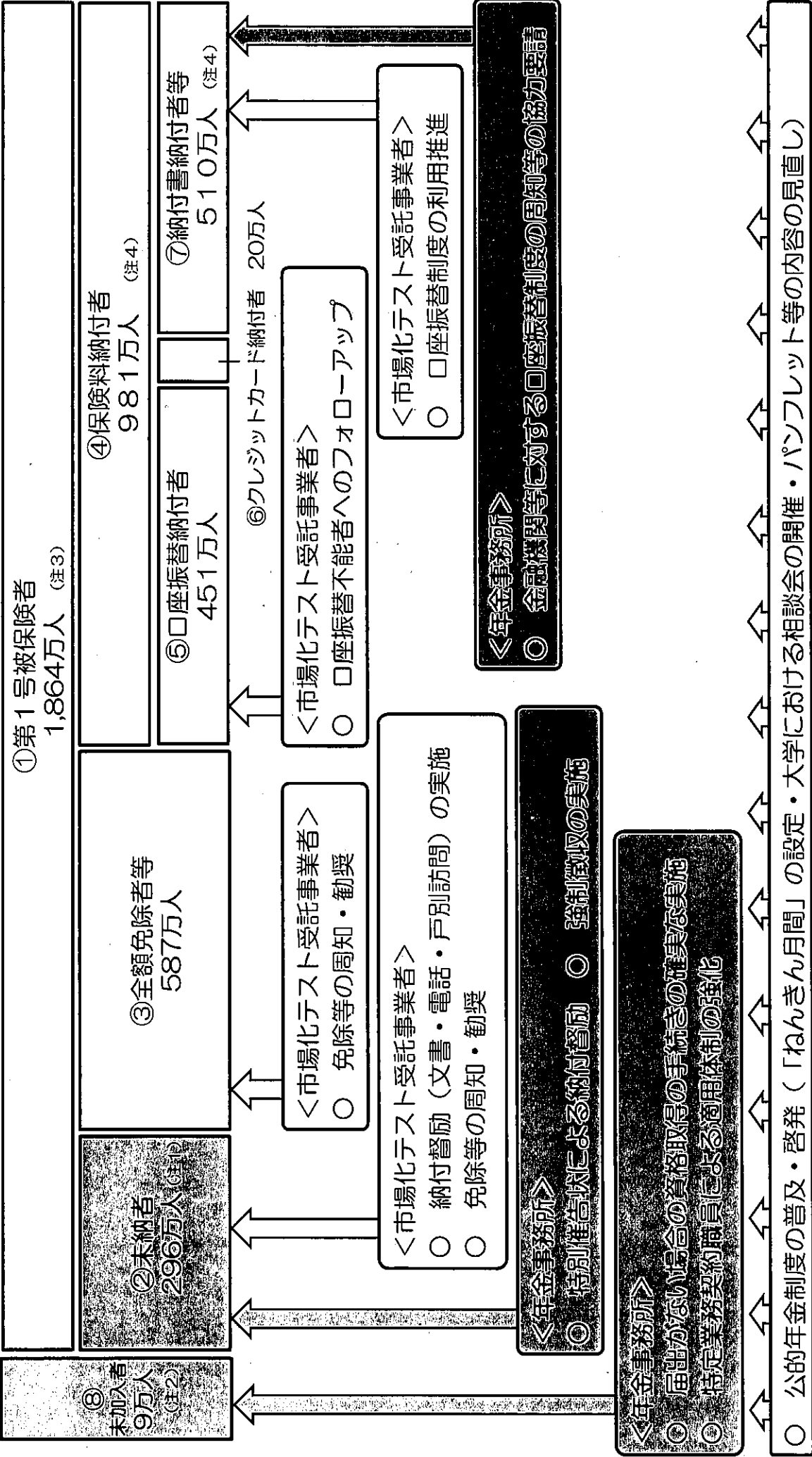
- 平成22年度分（過年度2年目）の最終納付率は64.5%で、平成22年度末時点と比べれば+5.2ポイントである。
- 平成24年度の納付率（現年度分）は59.0%で、前年度と比べれば+0.3ポイントである。
- 年金事務所ごとの納付率（現年度分）をみると235事務所で前年度より上昇している。（平成23年度は81事務所で上昇）
- 都道府県別の納付率（現年度分）をみると、37都道府県で前年度より上昇している。（平成23年度は12県で上昇）
- 納付率下げ止まりの要因としては、特別催告状による納付督促、年金事務所と市場化テラスト受託事業者の協力・連携による納付督促、などが考えられる。

①平成22年度分（過年度2年目）の最終納付率 64.5%
（平成22年度末時点と比較して+5.2ポイント）
（平成23年度末時点と比較して+2.3ポイント）
平成23年度分（過年度1年目）の納付率 62.6%
（平成23年度末時点と比較して+3.9ポイント）

②平成24年度の現年度分（平成24年4月分～平成25年3月分）の納付率 59.0%（対前年度比+0.3ポイント）
納付対象月数 15,274万月（対前年度比△4.8%）
納付月数 9,010万月（対前年度比△4.2%）

平成25年度の主な取組

- 未納者の属性に応じた収納対策の徹底・強化
所得や納付状況など被保険者の置かれた実情を踏まえつつ強制徴収を実施する。
年金事務所で必ず実施する取り組みをパッケージ化するともに、若年層の納付督促を強化する。
【数値目標】
 - ・平成24年所得に基づく免除勧奨対象者等について、平成26年夏までに、少なくともその半数を免除・納付に結び付ける。
 - ・平成23年度現年度納付率58.6%から+6.5ポイントの伸び（最終納付率65.1%）を確保する。
- 市場化テラスト受託事業者との協力・連携体制の強化
- 行動計画推進の責任体制を明確にし、収納対策を組織的に推進する。



注1：未納者とは、24か月 (平成23年4月～平成25年3月) の保険料が未納となっている者。
 注2：平成16年度までの調査結果に基づき線形按分した平成19年度の数値を仮置きしている。
 注3：第1号被保険者には、任意加入被保険者 (29万人) が含まれている。
 注4：保険料納付者の人数は、①から②及び③を単純に差し引いて算出したもの。納付書納付者等の人数は、④から⑥及び⑦を単純に差し引いて算出したもの。

平成24年度の国民年金保険料の納付状況と今後の取組等について

【目次】

1. 平成24年度の納付状況等について
 - (1) 公的年金制度全体の状況・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - (2) 国民年金保険料の納付状況・・・・・・・・・・・・ 2
2. 納付率に影響を与える背景等について
 - (1) 納付率に影響を与える背景・構造的な課題・・・・・・・・ 6
 - (2) 被保険者属性別の納付率（現年度分）の変化・・・・・・・・ 8
 - (3) 第1号被保険者の年齢構成の変化・・・・・・・・・・・・ 9
 - (4) 未納者に対する納付督促・・・・・・・・・・・・・・ 10
3. 平成24年度における収納対策の取組状況について・・・・・・・・ 11
4. 平成25年度の収納対策について・・・・・・・・・・・・・・ 15

1 平成24年度の納付状況等について

(1) 公的年金制度全体の状況

- 公的年金加入対象者全体でみると、約95%の者が保険料を納付。(免除及び納付猶予を含む)
- 未納者(注1)は約296万人、未加入者(注2)は約9万人。(公的年金加入対象者の約5%)

《公的年金加入者の状況(平成24年度末)》

6,746万人

公的年金加入者 6,737万人				(注3) 第3号被保険者 960万人
第1号被保険者(注3) 1,864万人		第2号被保険者等 3,913万人		共済組合(注4) 441万人
免除者 学特・猶予者 373万人 214万人	保険料納付者	厚生年金保険(注3) 3,472万人		

未納者 296万人 (注1) } 305万人
未加入者 9万人 (注2)

注1) 未納者とは、24か月(平成23年4月～25年3月)の保険料が未納となっている者。
 2) 従来は公的年金加入状況等調査の結果を踏まえた数値を掲記していたが、平成19年度及び平成22年度に未加入者の調査を実施しなかったため、平成16年度までの結果に基づき線形按分した平成19年度の数値を仮置きしている。
 3) 平成25年3月末現在。第1号被保険者には、任意加入被保険者(29万人)が含まれている。
 4) 平成24年3月末現在。
 5) 上記の数値は、それぞれ四捨五入しているため合計とは一致しない場合がある。
 6) 平成25年3月末現在、第2号被保険者、第3号被保険者である者の中には、平成23年4月～25年3月の間に第1号被保険者であった者で未納期間を有するものが含まれている。

(2) 国民年金保険料の納付状況

平成24年度の国民年金保険料の納付率等について

納付率の推移

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
19年度分 保険料	63.9%	66.7%	68.6%			
20年度分 保険料		62.1%	65.0%	66.8%		
21年度分 保険料			60.0%	63.2%	65.3%	
22年度分 保険料				59.3%	62.2%	64.5%
23年度分 保険料					58.6%	62.6%
24年度分 保険料						59.0%

①平成22年度の最終納付率は64.5%

(平成22年度末と比較して+5.2ポイント)
(平成24年度末時点)

②平成24年度の現年度納付率は59.0%

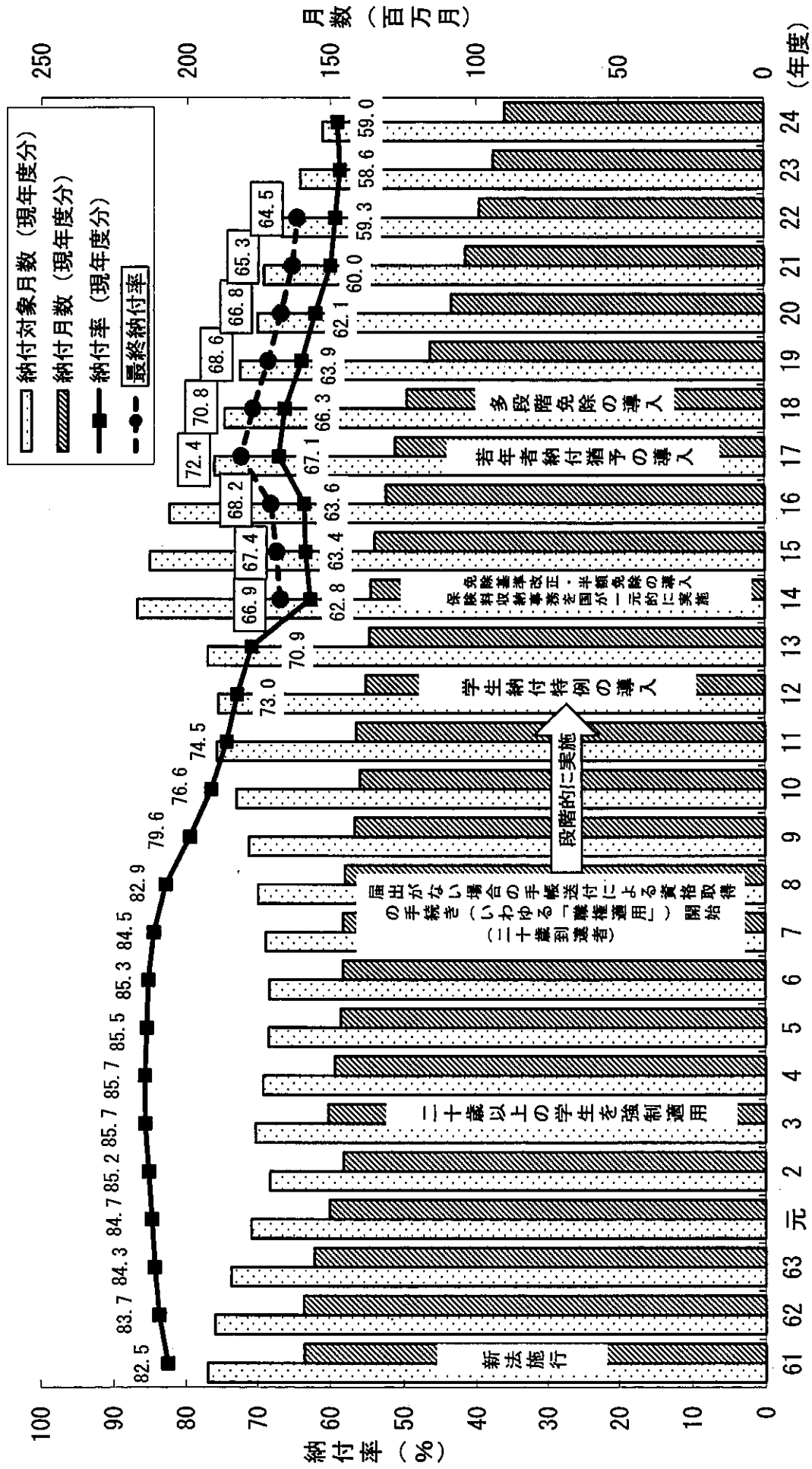
(対前年度比+0.3ポイント)

※ 最終納付率は、平成22年度の保険料として納付すべき月数（法定免除月数・申請全額免除月数・学生納付特例月数・若年者納付猶予月数は含まない）に対し、時効前（納期から2年以内）までに納付した月数の割合。

$$\text{現年度納付率 (\%)} = \frac{\text{納付月数}}{\text{納付対象月数}} \times 100$$

「納付対象月数」とは、当該年度の保険料として納付すべき月数（法定免除月数・申請全額免除月数・学生納付特例月数・若年者納付猶予月数は含まない）であり、「納付月数」は、そのうち当該年度中（翌年度4月末まで）に実際に納付された月数である。

国民年金保険料の納付率等の推移



(注) 保険料は過去2年分の納付が可能であり、最終納付率とは、過年度に納付されたものを加えた納付率である。

納付率の状況

- 平成22年度分（過年度2年目）の最終納付率は、64.5%。
（平成22年度末から+5.2ポイント、平成23年度末から+2.3ポイントの伸び。）
- 平成23年度分（過年度1年目）の納付率は、62.6%。（平成23年度末から+3.9ポイントの伸び。）

	平成22年度末	平成23年度末	平成24年度末
平成22年度分 （対前年度末伸び）	59.3%	62.2% （+2.9ポイント）	64.5% （+2.3ポイント）
平成23年度分 （対前年度末伸び）	—	58.6%	62.6% （+3.9ポイント）

- 平成24年度の現年度分（平成24年4月分～平成25年3月分）の納付率は、59.0%。（対前年度比+0.3ポイント）

	納付月数	納付対象月数	納付率
平成23年度 （対前年度比）	9,407万月 （△4.9%）	16,042万月 （△3.8%）	58.6% （△0.7ポイント）
平成24年度 （対前年度比）	9,010万月 （△4.2%）	15,274万月 （△4.8%）	59.0% （+0.3ポイント）

- 現年度分保険料について、年金事務所ごとの納付率をみると、235事務所で前年度より上昇している。
都道府県ごとの納付率をみると、37都道府県で前年度より上昇している。（平成23年度は81事務所、12県で前年度より
上昇）

日本年金機構の中期計画及び平成24年度の年度計画との関係

- 日本年金機構の中期計画では、
 - ・最終納付率については、中期目標期間中、各年度の現年度納付率から4～5ポイント程度の伸び幅を確保することを旨とする
 - ・現年度納付率については、当面納付率の低下傾向に歯止めをかけ、これを回復させることを目標とする。具体的には、中期目標期間中のできるだけ早い時期に、平成21年度の納付実績を上回り、その後、更なる改善を目指すとしている。
 - 平成24年度の年度計画では、
 - ・平成22年度分の最終納付率は、平成22年度の現年度納付率から5.5ポイント程度の伸び幅を確保すること
 - ・平成23年度分の平成24年度末における納付率は、平成23年度の現年度納付率から4.0ポイント程度の伸び幅を確保すること
 - 現年度納付率については、これまでの低下傾向から回復基調に転換させ、平成21年度の納付実績を上回る水準を確保することにより60%台に回復するとともに、更なる改善を目指すことをそれぞれ目標とした。
- ➡
- 平成22年度分の最終納付率は64.5%（平成22年度末と比較して+5.2ポイントの伸び）となり、中期計画における目標は達成したが、年度計画の目標は達成できなかった。また、平成23年度の24年度末における納付率は62.6%（平成23年度末と比較して+3.9ポイントの伸び）となり、年度計画の目標をほぼ達成したといえる水準を確保した。
 - 平成24年度の現年度納付率は59.0%（対前年度比+0.3ポイント）と低下傾向に歯止めがなかったが、年度計画の目標には届かなかった。

		平成24年						平成25年			
5月末 現在 (4月分)	6月末 現在 (4月分)	7月末 現在 (4月分)	8月末 現在 (4月分)	9月末 現在 (4月分)	10月末 現在 (4月分)	11月末 現在 (4月分)	12月末 現在 (4月分)	1月末 現在 (4月分)	2月末 現在 (4月分)	3月末 現在 (4月分)	4月末 現在 (4月分)
50.6% (△0.7%)	52.8% (△1.1%)	54.6% (△0.6%)	54.2% (△0.8%)	54.4% (△0.9%)	55.3% (△0.8%)	55.8% (△0.7%)	56.7% (△0.2%)	57.1% (△0.1%)	57.7% (+0.1%)	58.2% (+0.2%)	59.0% (+0.3%)
							(11月分)	(12月分)	(1月分)	(2月分)	(3月分)

(注) () 内の数値は、対前年同月比である。

2 納付率に影響を与える背景等について

(1) 納付率に影響を与える背景・構造的な課題

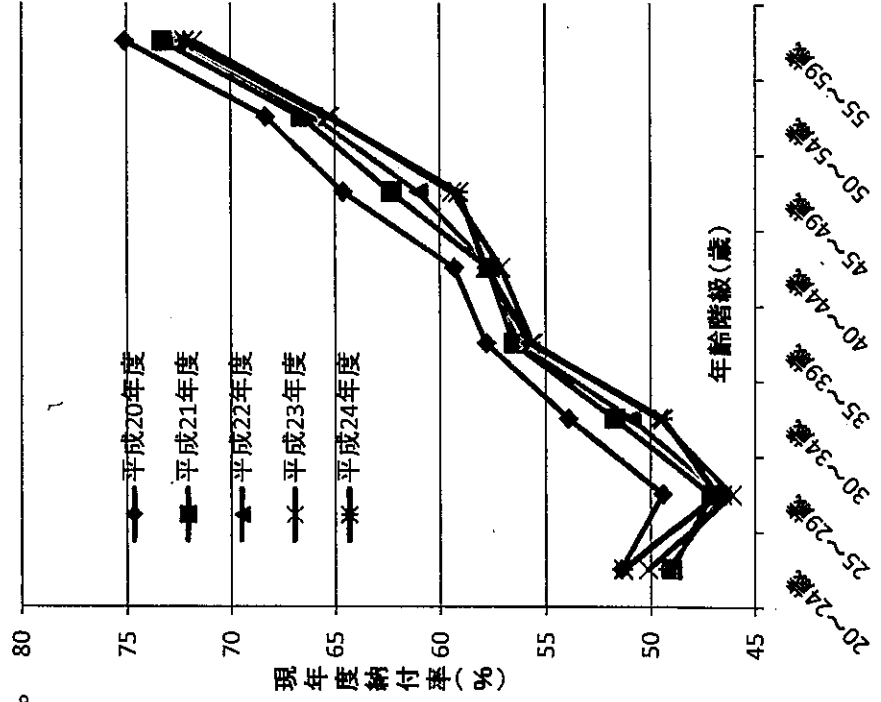
○ 平成20年度から平成24年度までの年齢階級別現年度納付率は下記の表のとおりとなっている。年齢階級が上がるにつれて上昇していく傾向にあることには変わりはないが、平成23年度までは各年度とも前年度と比較した場合、ほぼすべての年齢階級において概ね現年度納付率が低下してきたが、平成24年度は、30～34歳、45歳～49歳を除くすべての年齢階級において前年度を上回った。

○ 平成24年度は、納付率の低下傾向に歯止めはかかったが、依然として厳しい状況にあることは変わりではなく、国民年金被保険者実態調査の結果からは、次のような背景・構造的な課題が考えられる。

- ① 第1号被保険者の就業状況
- ② 第1号被保険者の属する世帯及び第1号被保険者本人の所得水準
- ③ 年金制度及び行政組織に対する不信感・不安感

(単位: %)

	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳
平成20年度	51.4	49.4	53.9	57.8	59.3	64.6	68.3	75.1
平成21年度	49.0	47.1	51.7	56.5	57.7	62.3	66.6	73.3
平成22年度	49.2	46.6	50.9	56.3	57.6	61.0	66.0	72.6
平成23年度	50.1	46.1	49.6	55.6	57.1	59.4	65.2	71.8
平成24年度	51.3	46.8	49.4	55.7	57.8	59.1	65.3	72.2



<第1号被保険者の就業状況>

	自営業主	家族従業者	常用雇用	臨時・パート	無職	不詳
平成14年調査	17.8%	10.1%	10.6%	21.0%	34.7%	5.7%
平成17年調査	17.7%	10.5%	12.1%	24.9%	31.2%	3.6%
平成20年調査	15.9%	10.3%	13.3%	26.1%	30.6%	3.8%
平成23年調査	14.4%	7.8%	7.7%	28.3%	38.9%	3.1%

※注1：平成17年以前の調査については、調査年の4月又は5月に資格喪失した者が含まれていないが、平成20年では含まれる。また、平成23年調査については、調査年の3月末時点の就業状況が回答されるように明記したため、単純に比較はできない。

※注2：平成23年調査は岩手県、宮城県及び福島県を除いている。

※注3：四捨五入の関係で総計が100%にならない場合がある。

<第1号被保険者の属する世帯及び第1号被保険者本人の所得水準>

	①第1号被保険者の属する世帯の総所得金額(平均)		②第1号被保険者本人の総所得金額(平均)	
	総数	納付者	総数	納付者
平成14年調査	484万円	554万円	416万円	136万円
平成17年調査	434万円	505万円	323万円	126万円
平成20年調査	469万円	555万円	342万円	133万円
平成23年調査	403万円	493万円	295万円	108万円

※注1：①は世帯の総所得金額が不詳な者を除く。②は本人の総所得が不詳な者を除く。

※注2：調査年の前年の所得である。(例…平成23年調査→平成22年の所得)

※注3：平成14年調査の「1号期間滞納者」の欄については、当該調査における「未納者」の数値を記載している。

※注4：平成23年調査は岩手県、宮城県及び福島県を除いている。

<1号期間滞納者の国民年金保険料を納付しない理由(主要回答)>

	保険料が高く、経済的に支払うのが困難	これから保険料を納めても加入期間が少なく、年金がもらえない	すでに年金を受け取る要件を満たしている	年金制度の由来が不安で信用できない	厚生労働省・日本年金機構が信用できない(社会保険料が信用できない)	すっかり忘れていた。後でまとめて払おうと思った	その他
平成14年調査	64.5%	2.0%	0.9%	9.3%	—	4.7%	18.6%
平成17年調査	65.6%	3.8%	0.7%	14.8%	7.0%	1.1%	7.0%
平成20年調査	64.2%	5.3%	1.5%	14.3%	7.0%	2.1%	5.7%
平成23年調査	74.1%	2.2%	1.2%	10.1%	3.2%	4.0%	5.2%

※注1：回答不詳以外の者に対する割合である。なお、四捨五入の関係で総計が100%にならない場合がある。

※注2：平成14年調査においては、「未納者」の国民年金保険料を納付しない理由(主要回答)である。

※注3：平成14年調査の「その他」には、「学生であり、親に負担をかけたくない」がそれぞれ9.8%、3.5%含まれている。

※注4：平成23年調査は岩手県、宮城県及び福島県を除いている。

(2) 被保険者属性別の納付率（現年度分）の変化

（資料3-2のp7参照）

- 納付対象月数が全体の約7割を占める、「2年間引き続き第1号被保険者であって、両年度とも納付対象月がある者」の平成24年度の納付率は61.2%となっており、前年度と比べて1.0ポイント上昇している。
- 「23年度は全額免除で、24年度は納付対象月がある者」や「20歳に到達した者」のうち「手帳送付者」の納付率は低くなっている。

平成23年度の状況

1号資格取得者	23年度中に60歳に到達した者	納付率 76.5%	納付対象月 328(万円)
	その他	納付率 58.0%	納付対象月 1,265(万円)
23年度は納付対象月があり、24年度は全額免除の者	申請全額免除者	納付率 19.0%	納付対象月 212(万円)
	学生納付特別者等	納付率 20.0%	納付対象月 249(万円)
両年度とも納付対象月がある者	2年間引き続き第1号被保険者である者	納付率 60.1%	納付対象月 11,284(万円)
	24年度中に60歳に到達した者	納付率 76.4%	納付対象月 557(万円)
	その他	納付率 54.4%	納付対象月 2,059(万円)

平成24年度の状況

両年度とも納付対象月がある者	2年間引き続き第1号被保険者である者	納付率 61.2%	納付対象月 11,131(万円)
	24年度中に60歳に到達した者	納付率 79.1%	納付対象月 307(万円)
23年度は全額免除で、24年度は納付対象月がある者	その他	納付率 57.8%	納付対象月 1,955(万円)
	申請全額免除者	納付率 28.1%	納付対象月 239(万円)
新規資格取得者	学生納付特別者等	納付率 39.4%	納付対象月 257(万円)
	20歳に到達した者 〔手帳送付者 以外以外の者〕	納付率 46.6%	納付対象月 235(万円)
納付対象月のある者	2号からの移行者等	納付率 23.2%	納付対象月 144(万円)
	3号からの移行者	納付率 83.4%	納付対象月 91(万円)
	その他	納付率 56.8%	納付対象月 641(万円)
		納付率 72.6%	納付対象月 192(万円)
		納付率 16.9%	納付対象月 256(万円)

注1 「20歳に到達した者」のうち、「手帳送付者」とは、加入届が未届である者に対して、手帳送付による資格取得の手続き（いわゆる「職権適用」）をした者であり、「それ以外の者」とは、自らが届出を行い被保険者となった者である。

注2 被保険者属性別の納付率及び納付対象月には、第3号被保険者不整合記録（第3号被保険者が第1号被保険者になった場合の届出がされていないため、実際には第1号被保険者であるにもかかわらず、第3号被保険者期間として管理されている年金記録）となっていた期間及びそれに連続する納付対象期間を含まない。

(3) 第1号被保険者の年齢構成の変化

- 年齢階級別の納付率は、年齢階級が上がるにつれて上昇していく傾向にある。
- 平成24年度末現在の第1号被保険者の年齢構成を平成23年度末現在と比較すると、比較的納付率の高い55歳以上の者の割合が減少する一方、比較的納付率の低い40歳未満の者の割合も減少している。
- その結果、平成23年度と平成24年度の第1号被保険者の年齢構成の変化が平成24年度の現年度納付率に与えた影響は、ほとんどないと考えられる。

<年齢階級別第1号被保険者数・割合>

	第1号 被保険者	<各年度末現在、単位：(上段)万人、(下段) %>										平均年齢 (注)
		20~24 歳	25~29 歳	30~34 歳	35~39 歳	40~44 歳	45~49 歳	50~54 歳	55~59 歳	60歳以上		
平成22年度	1,938 100.0	385 19.9	209 10.8	197 10.2	220 11.4	210 10.8	186 9.6	198 10.2	304 15.7	30 1.5	39.5	
平成23年度	1,904 100.0	381 20.0	199 10.4	191 10.0	217 11.4	221 11.6	189 9.9	196 10.3	283 14.9	28 1.5	39.4	
平成24年度	1,864 100.0	374 20.1	194 10.4	185 9.9	207 11.1	222 11.9	197 10.6	192 10.3	267 14.3	26 1.4	39.3	

※注1：第1号被保険者には任意加入被保険者を含む。

※注2：被保険者数は抽出統計調査（抽出率1/100）による数値である。

(4) 未納者に対する納付督促

(詳細は資料3-1参照)

① 市場化テスト受託事業者による納付督促

○ 市場化テスト事業については、納付督促活動によって獲得すべき保険料の目標（達成目標及び最低水準）は達成できなかつた。しかしながら、現年度保険料に係る最低水準の達成状況を、市場化テスト受託事業者全体としてみた場合、最低水準の達成率は95.4%となり、これまでより達成状況は上向いた。

また、平成24年度の督促件数は6,500万件（対前年度比+24.4%）となった。

② 特別催告状による納付督促

○ 平成24年度は、保険料の長期滞納者や免除勧奨を実施しても免除申請のない者、又は強制徴収対象者の選定から除かれた者のうち効果が見込まれる者を対象として年金事務所から特別催告状を182万件発送した。発送後は、市場化テスト受託事業者との連携を図り電話、訪問督促を実施した。

○ その結果、納付件数22万件、現年度・過年度を合わせた納付月数143万月、免除等承認件数27万件に結びついた。

《参考》

上記①、②を中心とした未納者に対する納付督促が平成24年度の現年度納付率の変化に与えた影響は、+0.5ポイント程度と推計される。なお、納期限内納付率は低下しており、それが現年度納付率の変化に与えた影響は△0.1ポイント程度となった。

	平成23年度	平成24年度	前年度との差
納付率	58.6%	59.0%	0.3%
納期限内納付率	53.4%	53.3%	△0.1%
納期限後納付率	5.2%	5.6%	0.5%

3 平成24年度における収納対策の取組状況について

(詳細は資料3-1参照)

市場化テスト事業

(資料3-1のp5~13参照)

- 国民年金保険料が未納となっている方に対し、民間事業者の創意工夫やノウハウを活用して、市場化テスト受託事業者による電話や文書、戸別訪問等による納付督促や保険料収納業務等を実施した。
- 市場化テスト受託事業者との協力・連携を図るため、債権回収業務の経験を有する職員を機構本部及びブロック本部に配置し、県単位で毎月開催する受託事業者と年金事務所との打合せ会議にブロック本部からも出席（必要に応じて機構本部も出席）し、受託事業者への助言・提案を継続して実施した。また、本部において四半期毎に受託事業者からヒアリングを行い、督促実施状況を確認するとともに、達成目標に向けて指導を行った。
- また、年金事務所が実施する納付書等の送付時期及び送付対象者情報を早期に提供し、年金事務所と受託事業者との協力・連携を積極的に図った。
- また、平成24年10月及び平成25年2月から委託を開始した事業については、督促頻度の増加（6か月に1回から3か月に1回）や戸別訪問員の配置基準の引き上げ（滞納者2.5万人に1名から1.5万人に1名）を定めた実施要項の変更を行った。
 ※平成24年10月開始事業の入札が不調に終わったため、緊急措置として平成24年10月から平成25年1月までの間、公共サービス改革法の適用を受けない「納付案内・勧奨事業」を実施した。

特別催告状による納付督促等

- 平成24年度から新たに全国的な取組として特別催告状を発送し、その後の年金事務所における電話督促、来所要請等、及び市場化テスト受託事業者との連携による事後フォローが着実に実施できたことにより、未納者への取組については一定の向上が図られた。

	送付件数	対象月数	納付件数	納付月数	免除等承認件数
特別催告状による 納付督促・免除勧奨	182万件	2,879万月	22万件	143万月	27万件

免除等申請勧奨

(資料3-1のp3参照)

市町村から提供される所得情報に基づく免除等申請勧奨(ターンアラウンド)、及び市場化テスト受託事業者との連携による事後フォローが着実に実施できたことにより、所得が低い等の事情から保険料の負担が困難な被保険者への取組については一定の向上が図られた。

	平成23年度	平成24年度	対前年度比(差)
全額免除者数等(割合)	568万人(30.4%)	587万人(32.0%)	+19万人(+1.6ポイント)

強制徴収

(資料3-1のp4参照)

平成24年度の強制徴収の取組については、最終催告状発送件数、督促状送付件数及び差押執行件数はいずれも平成23年度を相当程度上回った。

その他

(資料3-1のp14参照)

口座振替実施率は、新規獲得件数が伸びなかったため平成23年度を下回ったが、クレジットカード納付、コンビニエンスストア納付、及びインターネットバンキング等による電子納付の合計件数については、平成23年度以上の水準を確保した。特に、コンビニエンスストア利用件数及び納付月数は大幅な伸びを示した。

【総括】

国民年金保険料の主な収納対策としては、平成24年度から新たに全国的な取組として実施した特別催告状による督促、市場化テラスト受託事業者における督促頻度等の拡充等に取り組んだ。

平成22年度の最終納付率は64.5%（平成22年度末比+5.2ポイント）となり、中期計画の目標（+4～5ポイント）を達成したが平成24年度計画の目標には届かなかった。

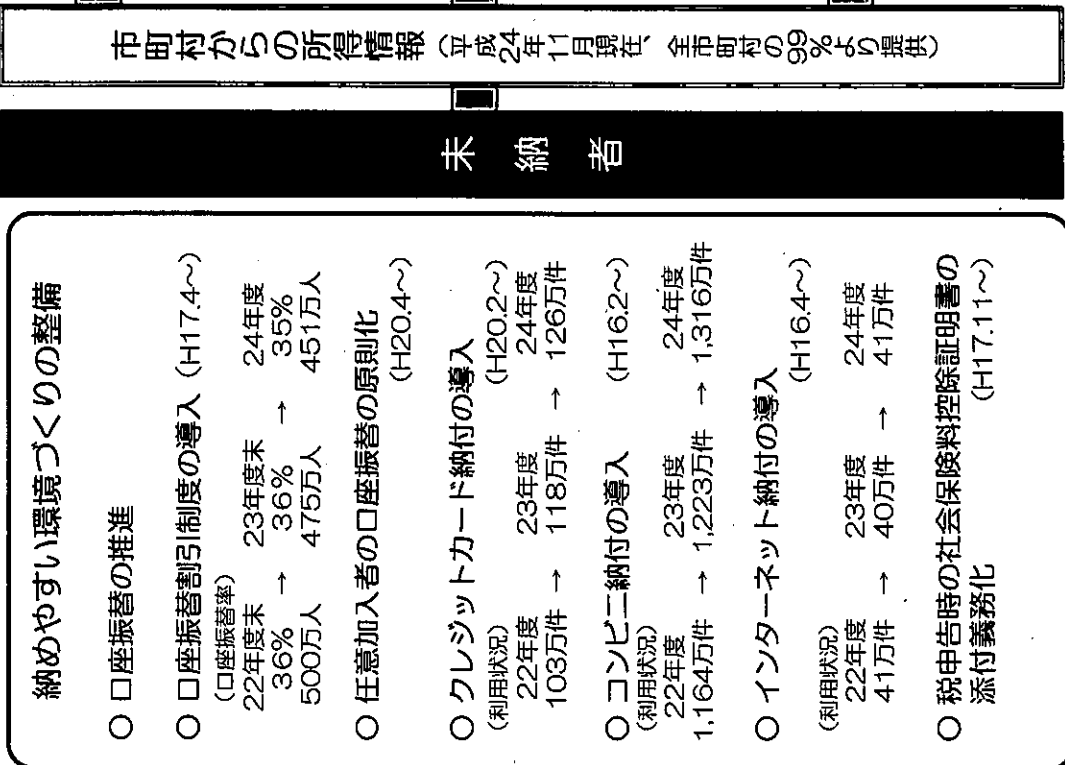
また、現年度納付率は59.0%（対前年度比+0.3ポイント）となるとともに、312年金事務所のうち235年金事務所が前年実績を上回る結果となり、平成24年度計画の目標には届かなかったものの納付率の低下傾向には歯止めがなかった。

平成25年度は、中期計画の最終年度であり、年度計画の目標を達成するために、各種事業の早期実施に努めるとともに市場化テラスト受託事業者との協力・連携の強化を図り、未納者属性を踏まえた効果的な取組をパッケージ化し機構全体で展開する。

また、行動計画推進の責任体制を明確にし、収納対策を組織的に推進する。

《参 考》

収納対策のスキーム（概念図）



	22年度	23年度	24年度
最終催告状	24,232件	30,045件	68,974件
督促状	10,583件	17,615件	34,046件
財産差押	3,379件	5,012件	6,208件

最終催告状は当該年度に着手し、発行した件数
 ・督促状、財産差押の件数は、平成25年3月末現在

質の向上
 ・効率化
 効率化により強制徴収へ要員をシフト

○市場化テストによる外部委託（H17.10～達成目標設定）
 （実施対象事務所数）
 H18年度 35か所
 H19年度 95か所
 H20年度 185か所
 H21年度 312か所
 H22年度 312か所
 H23年度 312か所
 H24年度 312か所

（督促件数）
 H18年度 255万件
 H19年度 621万件
 H20年度 1,669万件
 H21年度 2,431万件
 H22年度 3,436万件
 H23年度 5,227万件
 H24年度 6,500万件

年金（社会保険）事務所単位での行動計画の策定・進捗管理（H16.10～）

免除等の周知・勧奨

- 免除や学生納付特別（学生の間保険料納付を適予し、後で納付できる仕組）を周知・勧奨し、年金受給権の確保と年金額の増額を図る。
- ハローワークとの連携による失業者への免除制度の周知（H16.10～）
- 若年者納付適予制度の導入（H17.4～）
- 免除基準の緩和・免除の適及承認（H17.4～）
- 申請免除の簡素化（①継続高所得確認H17.7～、②申請免除手続きの簡素化H21.10～）
- 学生納付特別の申請手続きの簡素化（H20.4～）

普及・啓発活動等
 ○学生等に対し年金制度の意義等に関する理解の促進
 ○ねんきん定期便等、きめ細かい情報・サービスの提供
 ○年金制度の安心感、有利性をわかりやすく伝え国民の不安の払拭

4 平成25年度の収納対策について

平成25年度の収納対策の主な内容

① 国民年金保険料の収納対策に対する日本年金機構としての組織的な取組の強化

＜計画的・効率的な収納対策に向けての行動計画の策定＞

- 国民年金保険料の収納対策を平成25年度年度計画の重点事項として位置づけ、機構全体及び各年金事務所において行動計画を策定し、計画的・効果的な収納対策に取り組む。

＜未納者の属性に応じた収納対策の徹底・強化＞

- 一定の所得があり、保険料免除や学生納付特例の対象とはならない者であって、保険料を長期間滞納している者について、強制徴収対象者と位置付けた上で、所得や納付の状況など、被保険者の置かれた実情を踏まえつつ、強制徴収に移行する。
- 所得が低い等の事情により、本来は保険料免除や学生納付特例の対象となりうる者であるにもかかわらず、申請手続きを行っていないために未納状態となっている者について、免除制度等の周知や申請の案内を行う。
- 年金事務所において必ず実施する取り組みをパッケージ化するとともに、若年者層の納付督促の強化を図るため、属性ごとのきめ細やかな取組を実施する。

＜進捗管理の強化＞

- 行動計画推進の責任体制を明確にし、収納対策を組織的に推進する。
- 各年金事務所の行動計画の進捗状況を月次で管理し、ブロック本部担当部長会議を四半期ごとに開催するほか、必要に応じて国民年金担当グループ長会議やブロック本部部長参集適用・徴収対策会議を開催する。
- 国民年金保険料収納対策が低調な年金事務所を「国民年金保険料収納対策強化指定年金事務所」に指定し、ブロック本部の協力を得て指導を徹底する。（平成24年度は、54年金事務所を指定）

② 市場化テラスト事業者との協力・連携

<受託事業者に対する進捗管理>

- 受託事業者ごとに督励実施状況等の分析及び進捗管理を徹底する。
- 機構本部において受託事業者とのヒアリングを四半期毎に開催し、年金事務所、ブロック本部からの報告等に基づく助言・提案・指導を実施する。
- 各県単位で開催する受託事業者と各年金事務所との月例打合せ会議において督励実績等の確認を行い、進捗管理を徹底するとともに、必要な助言・提案を行う。

<受託事業者との協力・連携体制の強化>

- 受託事業者に対する情報（特別催告状、納付書及びターンアラウンドによる免除申請書の送付対象者並びにその送付時期等）提供の早期化や、各年金事務所の好取組事例を情報提供するなど、協力・連携の強化を図る。

③ 強制徴収など年金事務所の取組強化

<強制徴収の着実な実施>

- 最終催告状の送付から差押えの実施などの一連の手続きにより2年以内に完結させるサイクルの確立を図った上で、最終催告状を送付したものが完納に結び付くよう取組を強化する。具体的には、平成24年度までに最終催告状を送付したものについて6月末までに進捗状況を全数点検することとしたほか、平成25年度新規着手分については、12月末までに最終催告状の送付を完了する。

<強制徴収実績の定期的な公表>

- 強制徴収の実施状況を定期的に公表することにより、保険料納付意識の醸成を図る。

<集合研修の実施>

- 強制徴収担当職員の集合研修を平成25年6月から平成26年1月の間に600人規模で開催するなど、スキルアップを図る。

<国税庁への委任>

- 悪質な滞納者については、国税庁に委任する仕組みを積極的に活用する。

平成25年3月末時点の実績では、国税庁委任の形式的要件（注）を満たした滞納者に対し、国税庁への委任の対象となる可能性を説明した結果、対象者の約22%が保険料を納付。

（注）納付義務者の前年所得1,000万円以上、滞納月数24月以上。

④ 新規適用届（20歳到達者等、2号・3号被保険者からの移行者）へのアプローチ強化

＜「届出によらない資格取得手続き」の確実な実施＞

- 20歳に到達する者、34歳及び44歳到達者、第2号（又は第3号）被保険者から第1号被保険者となった者について、適用勸奨を早期に行うとともに、届出がない場合の資格取得の手続きを確実に実施する。

＜関係機関との調整＞

- 配偶者の扶養から外れた際に当該配偶者が健康保険組合に加入している場合を含め、日本年金機構が必要な情報を入力できるよう、関係者と調整を進める。

＜適用体制の強化＞

- 特定業務契約職員による戸別訪問活動等により、新規適用者（特に、いわゆる「届出によらない資格取得手続き」を行った者）に対する働きかけを更に強化する。

⑤ □座振替制度の推進

＜□座振替制度の利用促進＞

- □座振替申出書と返信用封筒を同封したダイレクトメールによる勸奨、市場化テスト受託事業者による勸奨などにより、□座振替制度の利用促進を図る。
- 金融機関等に対して、□座振替制度の周知及びチラシ等の備え付けについて協力を要請する。

＜□座振替不能者へのフォローアップの強化＞

- □座振替ができなかった者の情報を市場化テスト受託事業者へ提供し、該当者に対し速やかに再振替の案内を行う。

⑥ 公的年金制度の普及・啓発

＜公的年金制度の理解を図るための活動＞

○ 政府広報や市（区）町村広報誌などを活用した普及・啓発活動を展開するほか、日本年金機構ホームページによる広報を行う。特に、11月を「ねんきん月間」とし、普及・啓発活動に加え出張相談等を集中的に開催する。

＜地域における年金運営の展開に関する事業＞

○ 地域の関係団体と連携し、年金制度への理解を進め、若年者層の保険料納付の促進や年金手続きの円滑化につながる事業を展開する。

- ・ 高校、大学及び専門学校向け説明会を中心に実施。
- ・ 「わたしと年金」エッセイの募集。

＜若年者に対する周知・広報＞

○ 大学構内における相談会の開催、卒業生への周知について大学等への協力依頼を行うなど、学生納付特例・若年者納付猶予の周知を行う。

＜パンフレット等の内容の見直し＞

○ 公的年金制度の仕組みや届出の必要性を分かりやすく周知するため、パンフレットや通知文書の内容の見直しを行う。

⑦ 関係機関との協力連携

＜市（区）町村への協力依頼＞

○ 所得情報の提供、市（区）町村の窓口や広報誌、ホームページにおける制度周知を依頼する。
また、第1号被保険者資格取得届時における口座振替案内についての協力を依頼する。

＜ハローワークとの連携強化＞

○ 雇用保険受給者初回説明会等を利用した免除制度の周知等について協力を依頼する。

⑧ 更なる検討

<現行制度の改善>

- 保険料を納付しやすい環境を整備するため、現行最大で1年間となっている保険料前納期間について、最長2年間に拡充（割引額も大きくなる）する「2年前納制度」を平成26年4月末の口座振替分から導入する。
- 保険料免除の遡及期間について、現在は、直近の7月までの遡りとなっているが、保険料の納付が可能である過去2年分まで遡及して免除を行うことができるようにするための法律（年金機能強化法）の施行準備を進める。
（施行：平成26年4月）

<個人番号の活用>

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）が公布されたことを受け、個人番号を活用した適用・収納対策の検討を進める。

<政府における検討>

- 「年金保険料の徴収体制強化等のための検討チーム（座長：内閣官房副長官）」における論議を踏まえ、更なる取組の強化について検討する。

平成24年度における国民年金保険料の納付状況と今後の取組等について
(平成24年度の取組実績)

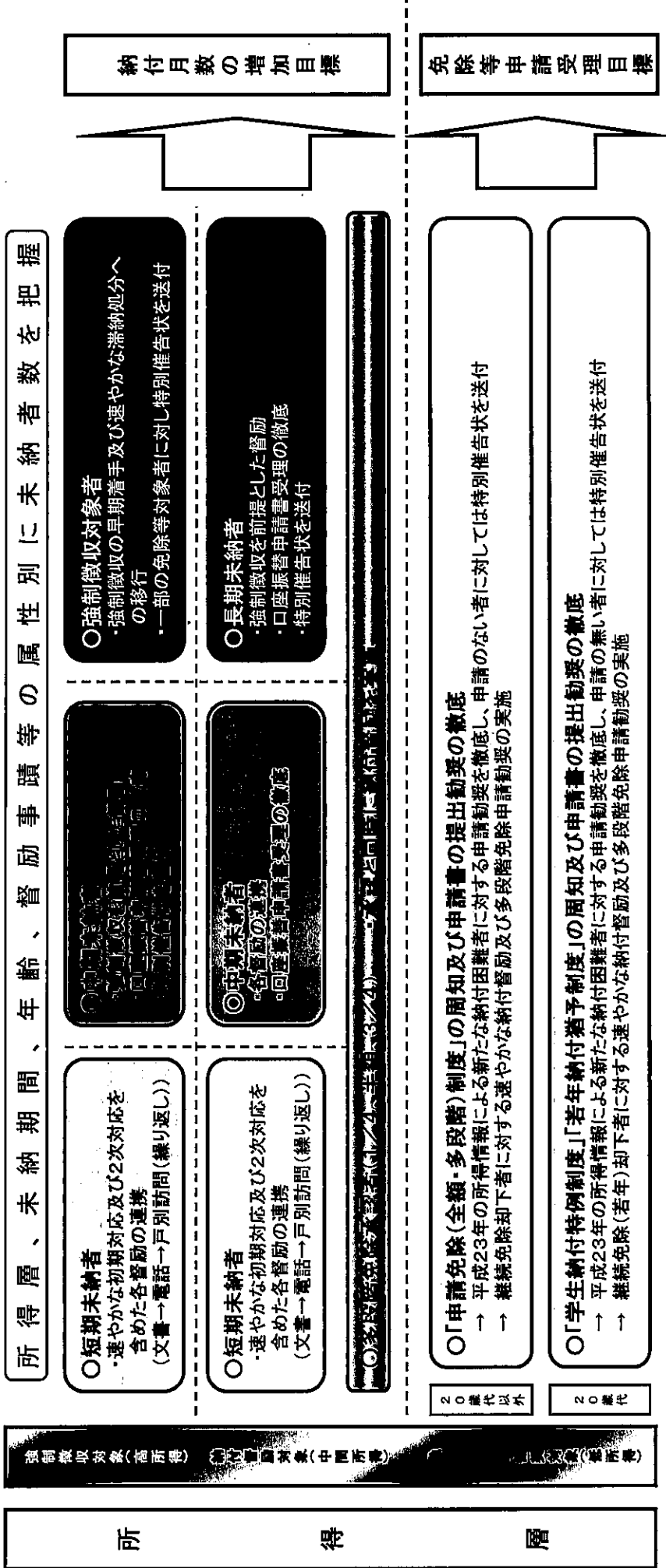
【目次】

①平成24年度行動計画における取組	1
②納付督促の実施状況	2
③免除等の実施状況	3
④強制徴収の実施状況	4
⑤国民年金保険料収納事業(市場化テスト)の実施状況	5
⑥その他の状況	14

① 平成24年度行動計画における取組

- 所得情報を基に、未納者を強制徴収対象、納付督促対象、免除等申請勧奨対象に区分し、さらに未納月数毎に細分化し、各区分の未納者属性に応じた督促・勧奨方法、スケジュール及び担当者を明確にして督促等を実施した。
- また、免除勧奨を実施しても免除申請のない者又は強制徴収対象者の選定から除かれる者のうち、効果が見込まれる者を対象とした特別催告状の取組を実施した。

納付率の向上及び未納者数減少への取組（概念図）



未納月数	1 ~ 6	7 ~ 12	13 ~ 24
------	-------	--------	---------

② 納付督促の実施状況

(取組状況)

○ 市場化テスト事業の実施要項を見直し、市場化テスト受託事業者については、すべての督促件数が大幅に増加しており、職員が実施したものと合わせた電話納付督促件数及び戸別訪問督促件数については前年度を大幅に上回った。

なお、平成24年度においては、納付督促に併せ市場化テスト受託事業者の変更を案内した催告状を1,114万件、及び各年金事務所において特別催告状を送付したことにより、職員が実施した文書勧奨件数が前年度に比べて2倍以上となった。また、電話督促の実施についても、職員が電話督促を特別催告状送付者に対し40万件行ったため、前年度比294%と大幅に上回った。

区分	職員が実施			市場化テスト事業者等が実施※			合計		
	23年度 実施件数	24年度 実施件数	対前年度比	23年度 実施件数	24年度 実施件数	対前年度比	23年度 実施件数	24年度 実施件数	対前年度比
電話納付督促	18万件	53万件	294.4%	4,042万件	5,207万件	128.8%	4,060万件	5,260万件	129.6%
戸別訪問督促	113万件	144万件	127.4%	353万件	432万件	122.4%	465万件	576万件	123.9%
文書勧奨	1,746万件	3,656万件	209.4%	832万件	861万件	103.5%	2,579万件	4,517万件	175.1%
合計	1,877万件	3,853万件	205.3%	5,227万件	6,500万件	124.4%	7,104万件	10,353万件	145.7%

(注) 上記表中における数値は、それぞれ四捨五入しているため、端数により合計とは合致しない場合がある。

※ 平成24年度実施件数における、納付案内・勧奨事業者(平成24年9月から平成25年2月まで196事務所)による督促を含む。

③ 免除等の実施状況

- 市(区)町村から提供を受けた所得情報を活用し、免除等に該当すると思われる者に対して、申請勸奨文書(ターンアラウンド)を送付。その後、未申請の者の情報を市場化テラスト受託業者に提供し、電話や戸別訪問による再勸奨を実施した。
- こうした取組の結果、平成24年度における第1号被保険者数に占める全額免除者数の割合は、前年度を1.6ポイント上回った。

■ 第1号被保険者数及び全額免除者数等

	23年度		24年度		対前年度比	
	(A)	割合(%)	(B)	割合(%)	(B-A)	差(ポイント)
第1号被保険者数	1,872万人	-	1,834万人	-	△37万人	-
全額免除者数等合計	568万人	30.4%	587万人	32.0%	19万人	+1.6ポイント
法定免除者数	131万人	7.0%	134万人	7.3%	3万人	+0.3ポイント
申請全額免除者数	230万人	12.3%	239万人	13.1%	9万人	+0.8ポイント
学生納付特例者数	169万人	9.0%	172万人	9.4%	3万人	+0.4ポイント
若年者納付猶予者数	39万人	2.1%	42万人	2.3%	3万人	+0.2ポイント

(注1) 第1号被保険者数のうち任意加入者は除く。

(注2) 上記表中の「割合」は、第1号被保険者数に占める全額免除者数等の割合である。

(注3) 上記表中における数値は、それぞれ四捨五入しているため、端数により合計とは合致しない場合がある。

④ 強制徴収の実施状況

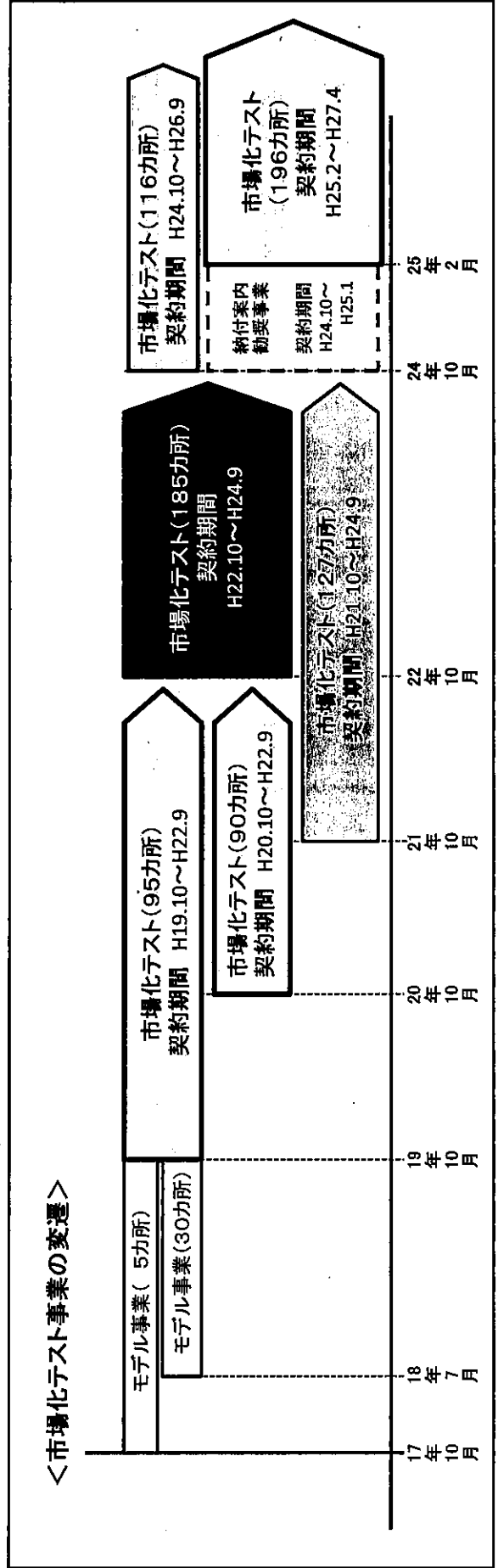
○ 平成24年度の強制徴収の取組については、最終催告状発送件数、督促状送付件数及び差押執行件数のすべてが平成23年度を相当程度上回った。

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度 (A)	平成24年度 (B)	対前年度比 (B-A)	割合(%)
最終催告件数	16,350件	17,131件	24,232件	30,045件	68,974件	38,929件	+129.6%
督促件数	8,160件	10,061件	10,583件	17,615件	34,046件	16,431件	+93.3%
差押件数	5,534件	3,092件	3,379件	5,012件	6,208件	1,196件	+23.9%

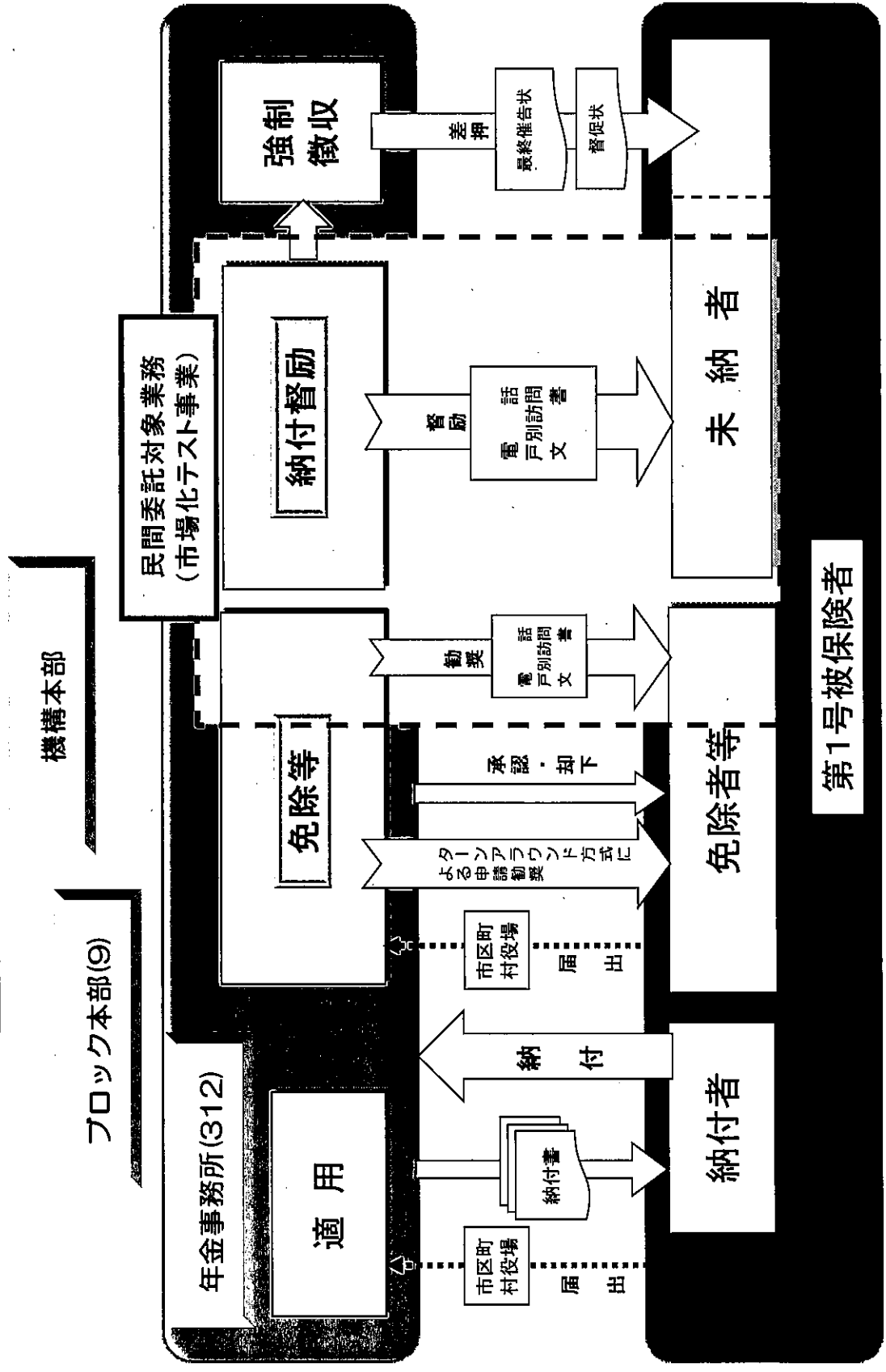
⑤ 国民年金保険料収納事業（市場化テスト）の実施状況

1 概要

- 国民年金保険料の収納事業のうち、強制徴収や免除等申請勸奨を除く納付督促業務等を包括的に民間委託し、民間事業者の創意工夫やノウハウを活用する「市場化テストモデル事業」として、平成17年10月から5か所の社会保険事務所を対象に実施。
なお、受託事業者に対しては、事業目標としての「要求水準」（平成22年10月からは「達成目標」という。）を設定。
- 平成18年7月⇒30か所の社会保険事務所を追加し「市場化テストモデル事業」を実施。
- 平成19年10月⇒「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づく事業として、95か所の社会保険事務所を対象に「市場化テスト」を実施。
- 平成20年10月⇒90か所の社会保険事務所を追加し合計185か所の社会保険事務所を対象に「市場化テスト」を実施。
- 平成21年10月⇒127か所の社会保険事務所を追加し全312社会保険事務所で実施。（免除等申請勸奨業務を追加）
- 平成22年10月⇒平成19年及び平成20年事業の契約更改に伴い、免除等申請勸奨業務を追加し185か所の年金事務所で実施。
- 平成24年10月⇒平成21年及び平成22年事業の契約更改に伴い、納付督促方法や頻度、達成目標、実施体制の強化等を見直し、全312年金事務所を対象に入札を実施。116年金事務所において事業者が決定したが、196年金事務所においては入札が不調に終わったため、緊急措置として平成24年10月から平成25年1月までの間「納付案内・勸奨事業」を実施。
- 平成25年2月⇒入札が不調に終わった196年金事務所についての再入札を行った結果、平成25年2月から実施。



国民年金事業の概要図



2 実施状況

平成24年度は、契約更改の時期に当たり、平成24年9月までと平成24年10月以降の達成目標及び最低水準等が異なることから、対象期間を分けて、達成状況をとりまとめた。

なお、平成24年10月以降の入札が一部の地区（196事務所）において不調に終わったことから、緊急措置として、平成24年10月から平成25年1月までの間「納付案内・勧奨事業」を実施した。

達成目標の達成状況（平成24年度）

(1) 事務所別の達成目標の達成状況（市場化テスト事業）

① 平成24年5月～平成24年9月

○ 保険料の達成目標については、平成21年10月開始の事務所（127事務所）のうち、現年度は1事務所が達成しているが、過年度はすべての事務所で達成できていない。平成22年10月開始の事務所（185事務所）では、現年度は32事務所、過年度は2事務所で達成している。

○ 免除等の達成目標については、平成21年10月開始の事務所（127事務所）のうち、123事務所で達成している。また、平成22年10月開始の事務所（185事務所）では、156事務所で達成している。

	事務所数	現年度保険料		過年度保険料		免除等	
		達成	未達成	達成	未達成	達成	未達成
平成21年度開始事業 (平成21年10月開始)	127	1事務所	126事務所	0事務所	127事務所	123事務所	4事務所
平成22年度開始事業 (平成22年10月開始)	185	32事務所	153事務所	2事務所	183事務所	156事務所	29事務所
計	312	33事務所	279事務所	2事務所	310事務所	279事務所	33事務所

② 平成24年10月～平成25年4月

- 保険料の達成目標については、平成24年10月開始の事務所（116事務所）のうち、現年度はすべての事務所で達成できていないが、過年度は1事務所が達成している。平成25年2月開始の事務所（196事務所）では、現年度は16事務所、過年度は3事務所が達成している。
- 免除等の達成目標については、平成24年10月開始の事務所（116事務所）のうち、80事務所が達成している。また、平成25年2月開始の事務所（196事務所）では、118事務所が達成している。

	事務所数	現年度保険料		過年度保険料		免除等	
		達成	未達成	達成	未達成	達成	未達成
平成24年度開始事業 (平成24年10月開始)	116	0事務所	116事務所	1事務所	115事務所	80事務所	36事務所
平成24年度開始事業 (平成25年2月開始)	196	16事務所	180事務所	33事務所	163事務所	118事務所	78事務所
計	312	16事務所	296事務所	34事務所	278事務所	198事務所	114事務所

◇市場化テスト事業における達成目標等の考え方◇

<達成目標の設定の考え方>

- ① 現年度については、年金事務所ごとの前年度納付率（見込）に、毎年度一律の「加算率」を加えたものを目標納付率として、その目標納付率を達成するために必要な獲得月数を達成目標とした。
【加算率】… 平成21・22年度開始事業においては、日本年金機構中期計画に基づき、平成25年度までに「平成21年度納付率+1%」を目標として、契約期間中の毎年度の率を設定。（平成21年度開始事業：毎年度1.5%程度上積み、平成22年度開始事業：毎年度1.2%程度上積み、平成24年度開始事業：毎年度0.85%程度上積み）
平成22年度開始事業に対して、平成21・22年度開始事業においては1年目に2.7%程度、2年目に4.5%程度上積み、平成24年度開始事業においては1年目に3.0%程度、2年目に5.0%程度上積みすることを達成目標とした。
※平成21年度開始事業においては「達成目標」を「要求水準」としている。
- ② 過年度については、現年度の納付率に対し、平成21・22年度開始事業（見込）を達成するために必要な獲得月数を最低水準とした。

<最低水準の設定の考え方>

- ① 現年度については、年金事務所ごとの前年度納付率（見込）を達成するために必要な獲得月数を最低水準とした。
- ② 過年度については、現年度の納付率に対し、平成21・22年度開始事業においては1年目に2.2%程度、2年目に3.8%程度上積み、平成24年度開始事業においては1年目に2.8%程度、2年目に4.6%程度上積みすることを最低水準とした。

(2) 納付月数の達成目標の達成状況 (市場化テラスト事業)

① 平成24年5月～平成24年9月

- 市場化テラスト受託事業者に対する達成目標 (現年度保険料と過年度保険料を合わせたもの) の達成状況をみると、平成21年10月開始の事務所 (127事務所) では54.0%と低調であるが、平成22年10月開始の事務所 (185事務所) では75.4%である。

事業	事務所数	達成目標	最低水準	収納実績	達成率 (達成目標)	達成率 (最低水準)
平成21・22年度開始事業						
現年度保険料	127	2,556,922月	1,359,731月	975,225月	38.1%	71.7%
	185	3,326,655月	2,296,366月	2,457,735月	73.9%	107.0%
小計	312	5,883,577月	3,656,097月	3,432,960月	58.3%	93.9%
過年度保険料	127	14,560,277月	11,108,609月	8,274,632月	56.8%	74.5%
	185	26,460,718月	21,422,974月	19,989,004月	75.5%	93.3%
小計	312	41,020,995月	32,531,583月	28,263,636月	68.9%	86.9%
現年度十 過年度保険料	127	17,117,199月	12,468,340月	9,249,857月	54.0%	74.2%
	185	29,787,373月	23,719,340月	22,446,739月	75.4%	94.6%
小計	312	46,904,572月	36,187,680月	31,696,596月	67.6%	87.6%

② 平成24年10月～平成25年4月

- 市場化テラスト受託事業者に対する達成目標 (現年度保険料と過年度保険料を合わせたもの) の達成状況をみると、平成24年10月開始の事務所 (116事務所) では81.3%、平成25年2月開始の事務所 (196事務所) では89.1%である。

事業	事務所数	達成目標	最低水準	収納実績	達成率 (達成目標)	達成率 (最低水準)
平成24年度開始事業						
現年度保険料	116	2,675,268月	2,374,475月	2,216,657月	82.9%	93.4%
	196	2,172,547月	1,943,761月	1,956,030月	90.0%	100.6%
小計	312	4,847,815月	4,318,236月	4,172,687月	86.1%	96.6%
過年度保険料	116	2,015,209月	1,426,779月	1,594,467月	79.1%	111.8%
	196	1,199,972月	848,484月	1,050,568月	87.5%	123.8%
小計	312	3,215,181月	2,275,263月	2,645,035月	82.3%	116.3%
現年度十 過年度保険料	116	4,690,477月	3,801,254月	3,811,124月	81.3%	100.3%
	196	3,372,519月	2,792,245月	3,006,598月	89.1%	107.7%
小計	312	8,062,996月	6,593,499月	6,817,722月	84.6%	103.4%

③ 平成24年5月～平成25年4月（平成24年度）

○ 平成24年度全体でみた市場化テラスト受託事業者に対する達成目標（現年度保険料と過年度保険料を合わせたもの）の達成状況は70.1%である。

平成24年度	事務所数	達成目標	最低水準	収納実績	達成率 (達成目標)	達成率 (最低水準)
現年度保険料	312	10,731,392 月	7,974,333 月	7,605,647 月	70.9%	95.4%
過年度保険料		44,236,176 月	34,806,846 月	30,908,671 月	69.9%	88.8%
現年度+過年度保険料		54,967,568 月	42,781,179 月	38,514,318 月	70.1%	90.0%

(3) 免除等承認件数の達成目標の達成状況（市場化テラスト事業）

① 平成24年5月～平成24年9月

○ 市場化テラスト受託事業者に対する達成目標の達成状況をみると、平成21年10月開始の事務所（127事務所）では121.6%、平成22年10月開始の事務所（185事務所）では108.9%、平成22年10月開始の事務所（185事務所）では108.9%である。

平成21・22年度開始事業	事務所数	達成目標	最低水準	獲得実績	達成率 (達成目標)	達成率 (最低水準)
平成21年10月開始	127	1,157,230 件	1,066,842 件	1,407,097 件	121.6%	131.9%
平成22年10月開始	185	2,732,916 件	2,548,754 件	2,975,907 件	108.9%	116.8%
小計	312	3,890,146 件	3,615,596 件	4,383,004 件	112.7%	121.2%

② 平成24年10月～平成25年4月

○ 市場化テラスト受託事業者に対する達成目標の達成状況をみると、平成24年10月開始の事務所（116事務所）では112.9%、平成25年2月開始の事務所（196事務所）では102.9%である。

平成24年度開始事業	事務所数	達成目標	最低水準	獲得実績	達成率 (達成目標)	達成率 (最低水準)
平成24年10月開始	116	662,493 件	649,985 件	747,640 件	112.9%	115.0%
平成25年2月開始	196	254,040 件	248,127 件	261,465 件	102.9%	105.4%
小計	312	916,533 件	898,112 件	1,009,105 件	110.1%	112.4%

③ 平成24年5月～平成25年4月（平成24年度）

○ 平成24年度全体でみた市場化テラスト受託事業者に対する達成目標の達成状況は112.2%である。

平成24年度	事務所数	達成目標	最低水準	獲得実績	達成率 (達成目標)	達成率 (最低水準)
市場化テラスト事業	312	4,806,679 件	4,513,708 件	5,392,109 件	112.2%	119.5%

納付案内・勸奨事業の実施状況（平成24年10月～平成25年1月）

- ① 事務所別の最低水準の達成状況
 - 保険料の最低水準については、196事務所のうち、現年度は29事務所、過年度は123事務所で達成している。
 - 免除等の最低水準については、196事務所のうち、148事務所が達成している。

	事務所数	現年度保険料		過年度保険料		免除等	
		達成	未達成	達成	未達成	達成	未達成
納付案内勸奨事業	196	29事務所	167事務所	123事務所	73事務所	148事務所	48事務所

- ② 納付月数及び免除等承認件数の最低水準の達成状況
 - 受託事業者に対する納付月数の最低水準（現年度保険料と過年度保険料を合わせたもの）の達成状況をみると、101.6%であり、目標を達成している。
 - 受託事業者に対する免除等承認件数の最低水準の達成状況をみると、114.3%であり、目標を達成している。

納付案内勸奨事業	事務所数	最低水準	収納及び免除等承認実績	達成率 (最低水準)
現年度保険料	196	2,472,068月	2,275,757月	92.1%
過年度保険料		1,501,991月	1,762,353月	117.3%
現年度＋過年度保険料		3,974,059月	4,038,110月	101.6%
免除等承認件数		634,420件	725,398件	114.3%

◇国民年金保険料納付案内・勸奨事業における納付督促等について◇

国民年金保険料納付案内・勸奨事業は、国民年金保険料滞納者のうち、納付案内勸奨の実施が可能な者すべてに対して、それぞれの特性に合わせて「電話」及び「戸別訪問」による手法を実施している。
 ただし、本事業は公共サービス改革法の適用を受けないことから、業務の実施に当たっては、弁護士法第72条に抵触しない範囲内で実施し、「保険料納付受託業務」及び「文書督促」は実施していない。

なお、最低水準の設定の考え方は、平成24年度開始事業の市場化テラス事業と同様である。（8頁参照）

督促の実施状況

○ 平成24年度における市場化テスト受託事業者（納付案内・勧奨事業受託事業者実施分を含む）の督促総件数は、対前年度比で1,273万件増加している。

実施期間	平成24年5月～9月 (5か月間)	平成24年10月～平成25年1月 (4か月間)		平成25年2月～4月 (3か月間)		合計	
		市場化テスト対象事務所 〔116事務所〕 (平成24年度開始事業)	納付案内・勧奨対象事務所 〔196事務所〕 ※	市場化テスト対象事務所 〔312事務所〕 (平成24年度開始事業)	市場化テスト対象事務所 〔312事務所〕 (平成24年度開始事業)		23年度
区分		23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度
		1,615万件	2,838万件	484万件	583万件	1,140万件	1,027万件
電話納付督促	147万件	147万件	66万件	74万件	89万件	152万件	432万件
戸別訪問督促	283万件	476万件	80万件	106万件	311万件	278万件	861万件
文書督促	2,045万件	3,462万件	607万件	756万件	1,540万件	1,457万件	6,500万件
合計							

※「納付案内・勧奨対象事務所」欄の「23年度」は、平成23年度に市場化テスト受託事業者が実施した督促件数。

(注) 上記表中における数値は、それぞれ四捨五入しているため、端数により合計とは合致しない場合がある。

⑥ その他の状況

口座振替納付の利用促進

- 口座振替による早期納付を行うことにより保険料の割引が適用される「口座振替前納割引制度」、**「口座振替早期割引制度」**の周知と利用勧奨を実施したが、新規口座振替利用者が伸びず、平成24年度における口座振替納付者は451万人にとどまり、口座振替利用率は35.3%（対前年度比△0.3ポイント）となった。

	平成23年度	平成24年度	対前年度比
口座振替納付者数	475万人	451万人	△24万人
口座振替利用率	35.6%	35.3%	△0.3ポイント

クレジットカード納付の導入

- 平成20年2月からクレジットカードによる保険料納付の受付を開始し、納付方法の選択肢の拡大を図った。平成24年度における利用者は20万人であり、利用者は確実に増加している。

	平成23年度	平成24年度	対前年度比
クレジットカード納付者数	19万人	20万人	+1万人
クレジットカード利用率	1.4%	1.5%	+0.1ポイント

コンビニ・電子納付の利用促進

- 平成24年度のコンビニエンスストアでの保険料納付の利用件数は、1,316万件（対前年度比93万件増）、収納月数は2,247万月（対前年度比274万月増）となっており、全納付保険料の25%を占めた。

また、インターネットバンキング等による電子納付の利用件数は、41万件（対前年度比1万件増）、収納月数は123万月（対前年度比13万月増）となり、昨年と比較して利用者の増加傾向が見受けられる。

	平成23年度	平成24年度	対前年度比	平成23年度	平成24年度	対前年度比
コンビニ納付利用件数	1,223万件	1,316万件	+93万件	電子納付利用件数	40万件	+1万件
コンビニ納付収納月数	1,973万月	2,247万月	+274万月	電子納付収納月数	110万月	+13万月

平成24年度の国民年金の加入・保険料納付状況

【目次】

I	平成24年度の被保険者の状況	
1	国民年金被保険者の動向	1
2	第1号被保険者の動向	
(1)	第1号被保険者の資格取得者数の状況	2
(2)	第1号被保険者の年齢構成の変化	2
II	平成24年度の保険料納付状況	
1	保険料納付状況	
(1)	納付率等の推移	3
(2)	納付月数の推移	4
(3)	年齢階級別の納付率	5
(4)	免除状況別の納付率	6
2	現年度分納付率の変化に係る分析	
(1)	被保険者属性別の納付率の変化	7
(2)	納付率の変化の影響度	8
III	地域別の保険料納付状況	
(1)	都道府県別の保険料納付状況	9
(2)	市区町村規模別の保険料納付状況	11
(参考1)	都道府県別全額免除割合の変化	12
(参考2)	東日本大震災における被災による申請全額免除の状況	13

平成25年6月

厚生労働省年金局

I 平成 24 年度の被保険者の状況

1 国民年金被保険者の動向

- 第1号被保険者数（任意加入被保険者数を含む。）は、平成24年度末現在で1,864万人と、前年度末と比べ41万人減少している。
- そのうち法定免除者数及び申請全額免除者数は平成24年度末現在でそれぞれ134万人及び239万人となっており、前年度末と比べそれぞれ3万人及び9万人増加している。
- 平成24年度末の納付対象者数は1,277万人となっており、前年度末と比べ59万人減少している。
- なお、一部免除者数は平成24年度末現在で48万人となっており、前年度末と比べ2万人増加している。

表1 国民年金被保険者数の動向

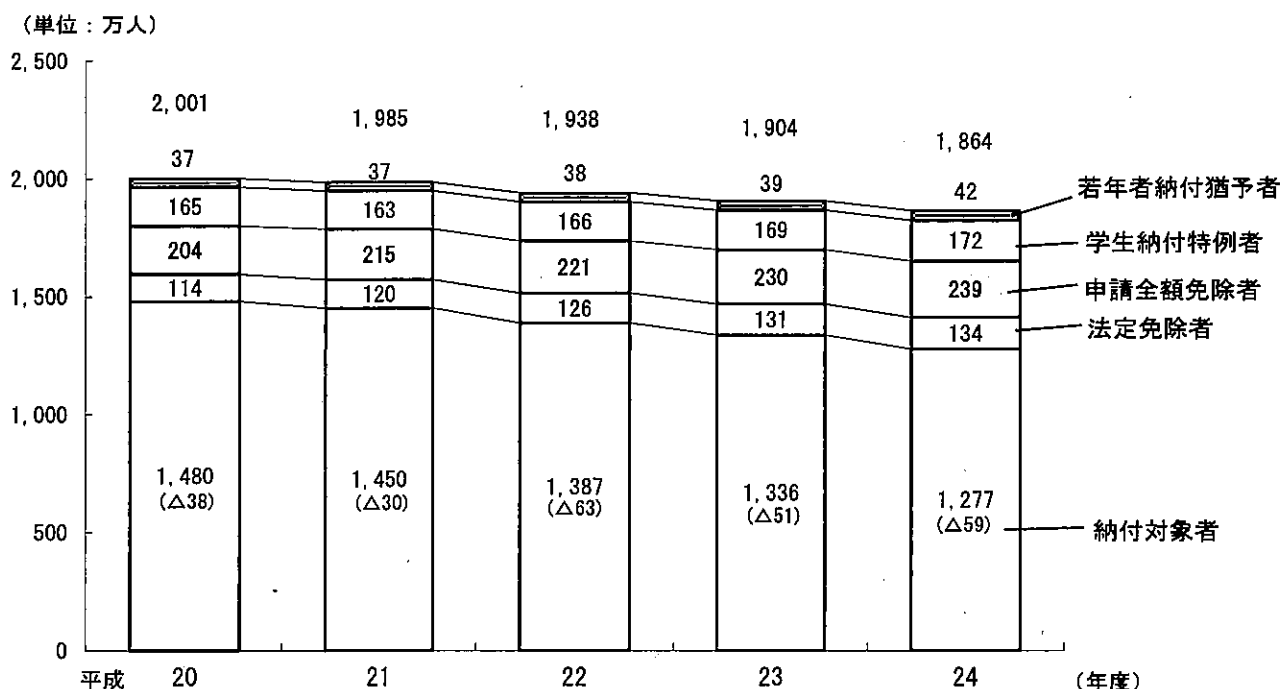
	第1号被保険者 (任意加入を含む)	第1号被保険者										任意加入 被保険者	被用者年金 被保険者 (第2号被 保険者等)	厚生年金 保険	第3号 被保険者
		(再掲) 全額免除者					(再掲) 一部免除者								
		法定 免除者	申請 全額 免除者	学生納付 特例者	若年者 納付 猶予者	申請3/4 免除者	申請半額 免除者	申請1/4 免除者							
平成20年度	2,001	1,966	521	114	204	165	37	52	27	17	8	35	3,892	3,444	1,044
21	1,985	1,951	535	120	215	163	37	47	25	16	7	34	3,868	3,425	1,021
22	1,938	1,904	551	126	221	166	38	44	24	14	6	34	3,883	3,441	1,005
23	1,904	1,872	568	131	230	169	39	46	25	14	6	33	3,892	3,451	978
24	1,864	1,834	587	134	239	172	42	48	26	15	7	29	(3,913)	3,472	960

(年度末現在、単位：万人)

注1 「被用者年金被保険者」は、国民年金第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権者を含む。

注2 被用者年金被保険者欄の（ ）内の数字は、共済組合の加入者数を平成23年度末実績とした場合の暫定値である。

図1 第1号被保険者数の推移



注1 納付対象者は、第1号被保険者（任意加入被保険者を含む）から法定免除者、申請全額免除者、学生納付特例者及び若年者納付猶予者を除いたものである。したがって、一部免除者は納付対象者に含んでいる。

注2 納付対象者の（ ）内の数字は対前年度差である。

2 第1号被保険者の動向

(1) 第1号被保険者の資格取得者数の状況

- 平成24年度の資格取得者の第1号被保険者に対する割合は25.8%となっている。
- 第1号被保険者の資格取得者においては、第2号被保険者から第1号被保険者となる者が引き続き多い。

表2 第1号被保険者の資格取得理由別被保険者数

(単位：万人)

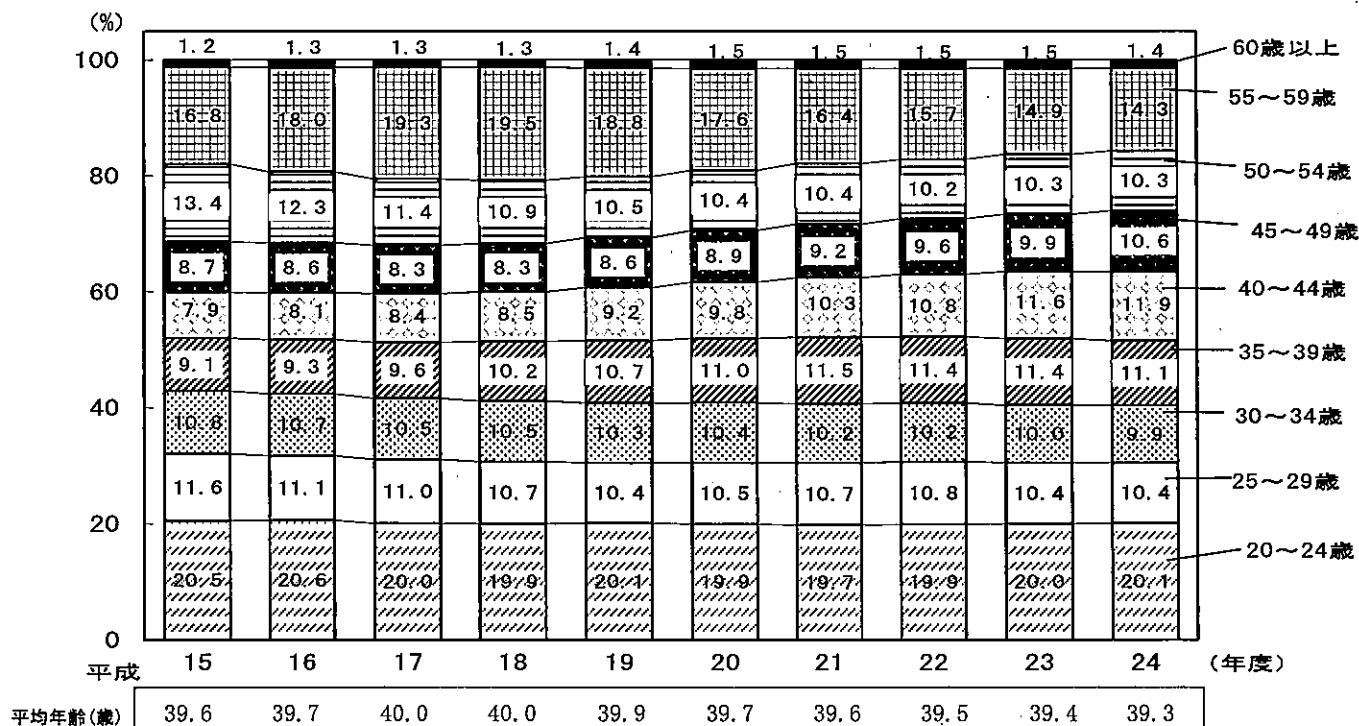
	第1号被保険者数 (年度末)	資格取得者数 (年度累計)	割合 (%)	(再掲)				
				第2号からの 移行者等	第3号からの 移行者	20歳到達者	手帳送付者	資格取得 届出者
平成20年度	2,001	540	27.0	342	73	111	56	55
21	1,985	510	25.7	321	72	105	54	51
22	1,938	464	23.9	283	65	105	55	50
23	1,904	472	24.8	282	77	106	57	49
24	1,864	480	25.8	302	66	104	56	49

注 資格取得者数には、上記の再掲に示した者以外に、任意加入被保険者の資格取得者等が含まれるため、その数は再掲の合計とは一致しない。

(2) 第1号被保険者の年齢構成の変化

- 平成24年度の第1号被保険者の年齢構成をみると、20～24歳の全体に占める割合が20.1%と最も高く、次に55～59歳が14.3%となっている。

図2 第1号被保険者の年齢構成の推移（年度末現在）



注1 第1号被保険者には任意加入被保険者を含んでいる。

注2 抽出統計調査（抽出率1/100）による数値である。

II 平成 24 年度の保険料納付状況

1 保険料納付状況

(1) 納付率等の推移

- 平成 24 年度中に納付された現年度分保険料についてみると、納付対象月数が前年度に比べ 768 万月 (4.8%) の減少、納付月数が 397 万月 (4.2%) の減少となった結果、納付率は 58.99% となり、前年度の 58.64% から 0.35 ポイントの増加となった。
- 平成 22 年度分保険料の最終納付率は 64.55% となり、前々年度の 59.31% から 5.24 ポイント伸びている。

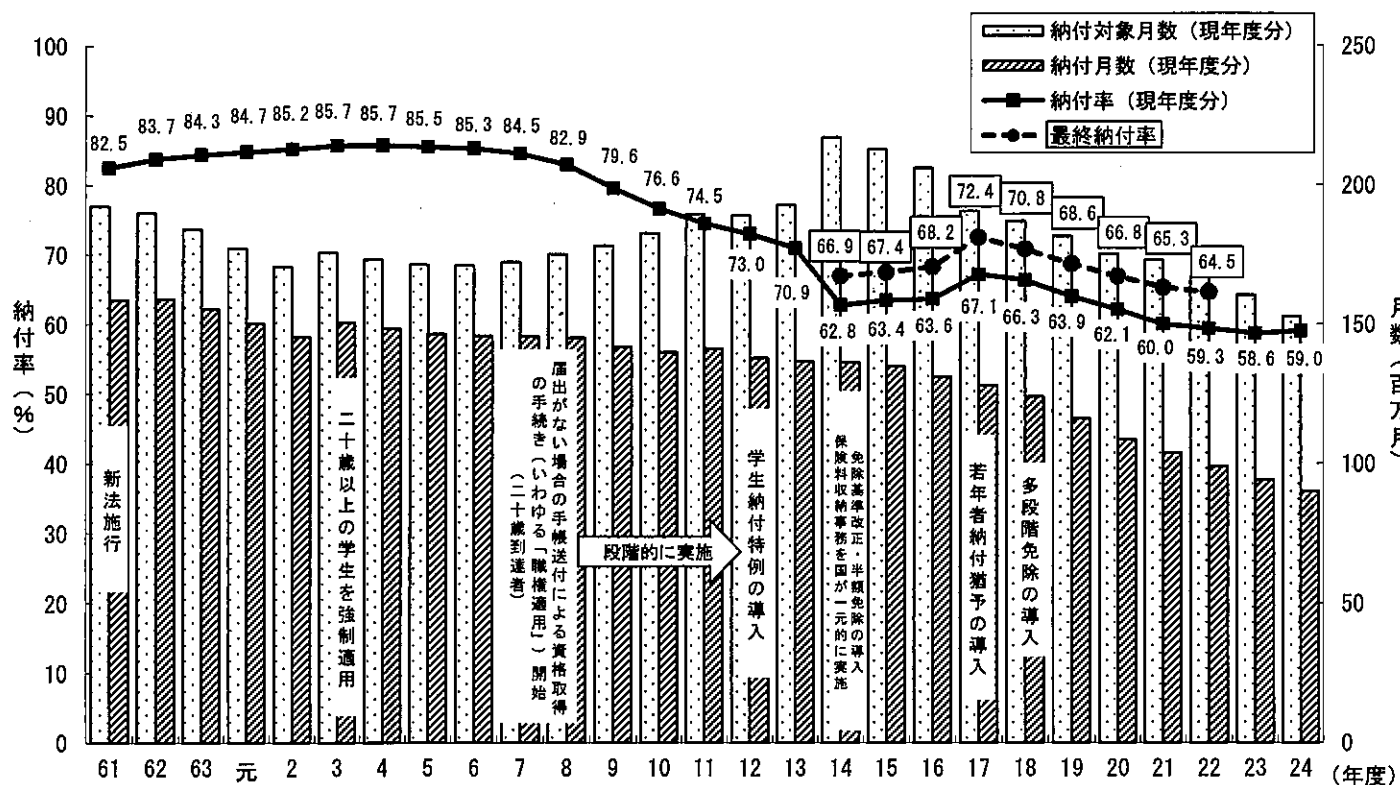
表 3 納付対象月数及び納付月数の推移 (現年度分)

(単位：万月)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
納付対象月数	17,522 (△ 3.5)	17,308 (△ 1.2)	16,679 (△ 3.6)	16,042 (△ 3.8)	15,274 (△ 4.8)
納付月数	10,873 (△ 6.3)	10,381 (△ 4.5)	9,893 (△ 4.7)	9,407 (△ 4.9)	9,010 (△ 4.2)

注 納付対象月数及び納付月数の () 内数値は、対前年度比 (%) である。

図 3 納付率等の推移



注 1 $\text{納付率}(\%) = \frac{\text{納付月数}}{\text{納付対象月数}} \times 100$

納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数(全額免除月数・学生納付特例月数・若年者納付猶予月数を含まない。)であり、納付月数はそのうち当該年度中(翌年度4月末まで)に実際に納付された月数である。

注 2 保険料は過去2年分の納付が可能であり、最終納付率とは、過年度に納付されたものを加えた納付率であるが、平成13年度以前については把握していない。

表4 現年度分及び過年度分を加えた納付率の推移

(単位：%)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
平成20年度分保険料	62.05	64.98 (2.93)	66.83 (1.85)		
平成21年度分保険料		59.98	63.24 (3.25)	65.26 (2.02)	
平成22年度分保険料			59.31	62.20 (2.89)	64.55 (2.35)
平成23年度分保険料				58.64	62.55 (3.91)
平成24年度分保険料					58.99

注1 各年度末時点で把握した当該年度分の納付率である。

注2 () 内は前年度からの伸びである。

表5 納付対象月数及び納付月数の推移(過年度分含む)

(単位：万月)

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
平成20年度分保険料	納付対象月数	17,522	17,526	17,628		
	納付月数	10,873	11,388	11,780		
平成21年度分保険料	納付対象月数		17,308	17,296	17,428	
	納付月数		10,381	10,937	11,373	
平成22年度分保険料	納付対象月数			16,679	16,685	16,776
	納付月数			9,893	10,379	10,829
平成23年度分保険料	納付対象月数				16,042	15,921
	納付月数				9,407	9,959
平成24年度分保険料	納付対象月数					15,274
	納付月数					9,010

注. 各年度末時点で把握した当該年度分の納付対象月数及び納付月数である。

(2) 納付月数の推移

○ 平成24年度中に納付された保険料(現年度分及び過年度分)は1億2万月分(対前年度比 Δ 3.1%)であり、そのうち当年度分は9,010万月分(対前年度比 Δ 4.2%)、過年度分は1,002万月分(対前年度比+8.7%)となっている。

表6 納付月数の推移

(単位：万月)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	対前年度比 (%)
総納付月数	11,817	11,315	10,841	10,329	10,012	Δ 3.1
現年度分納付月数	10,873	10,381	9,893	9,407	9,010	Δ 4.2
過年度分納付月数	944	934	948	921	1,002	8.7
前年度分	528	515	556	486	552	13.6
前々年度分	416	419	392	435	450	3.4

(3) 年齢階級別の納付率

- 平成24年度の納付率を5歳階級別にみると、おおむね年齢が若いほど低くなっている。また、前年度と比較すると、30～34歳、45～49歳を除くすべての年齢階級において納付率が上昇している。
- コーホート別に納付率をみると、昭和43年度及び昭和62年度～平成元年度に生まれた者が低くなっているのを除き、ほぼ同程度か上昇している。

図4 年齢階級別納付率（現年度分）

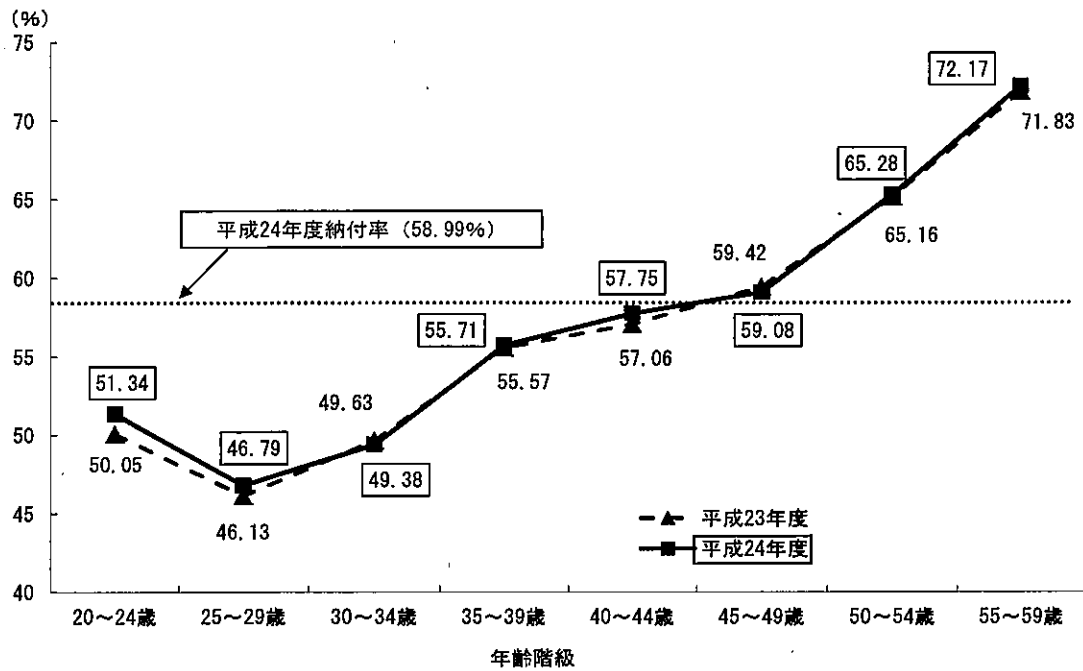
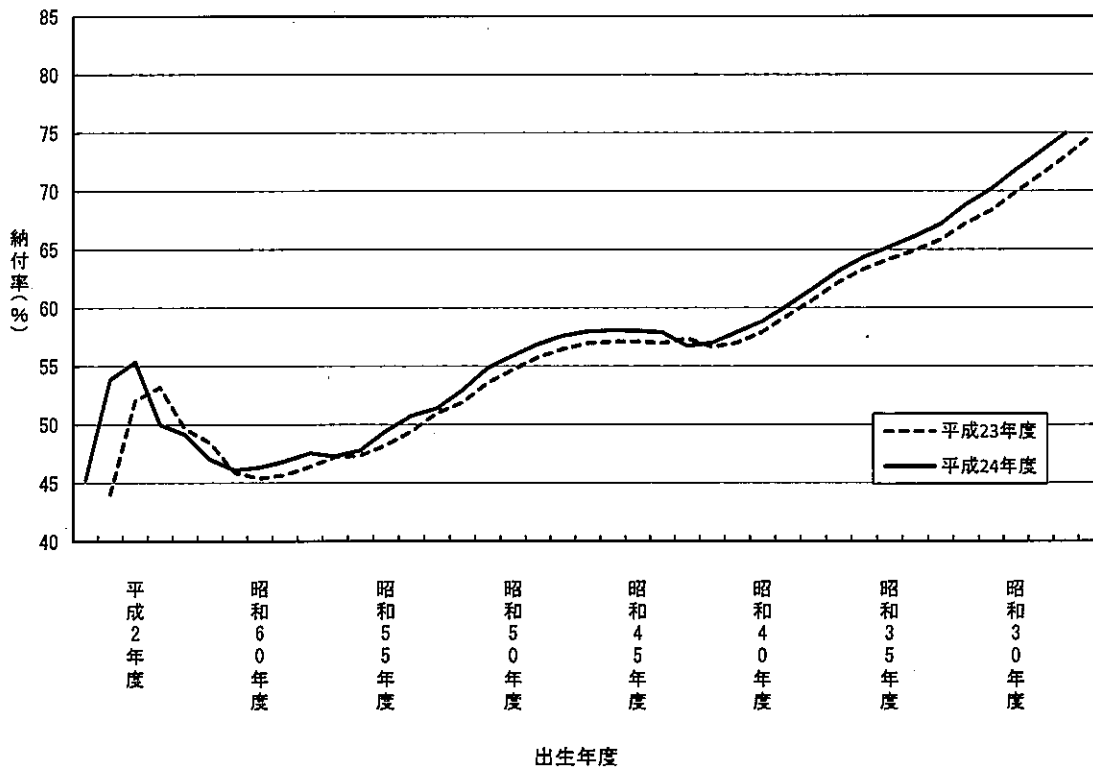


図5 コーホート別納付率（現年度分）



(4) 免除状況別の納付率

- 平成24年度における定額保険料納付に係る納付率は59.95%と、前年度に比べ0.47ポイントの増加となっている。
- 平成24年度の一部免除された保険料に係る納付率は37.90%となっており、前年度に比べ0.08ポイント低下している。

表7 免除状況別納付率の推移（現年度分）

		総数	定額保険料 納付	一部免除 合計	免除状況		
					3/4免除対象	半額免除対象	1/4免除対象
平成20年度	納付対象月数 (万月)	17,522	16,822	700	355	238	107
	納付月数 (万月)	10,873	10,637	236	135	80	22
	納付率(%)	62.05	63.23	33.70	37.92	33.44	20.24
平成21年度	納付対象月数 (万月)	17,308	16,642	666	344	222	100
	納付月数 (万月)	10,381	10,145	236	138	76	22
	納付率(%)	59.98	60.96	35.41	39.94	34.22	22.44
平成22年度	納付対象月数 (万月)	16,679	16,065	614	332	197	85
	納付月数 (万月)	9,893	9,654	239	144	72	22
	納付率(%)	59.31	60.09	38.88	43.40	36.80	26.03
平成23年度	納付対象月数 (万月)	16,042	15,415	628	340	200	88
	納付月数 (万月)	9,407	9,169	238	147	70	22
	納付率(%)	58.64	59.48	37.98	43.17	34.95	24.82
平成24年度	納付対象月数 (万月)	15,274	14,606	668	357	212	99
	納付月数 (万月)	9,010	8,757	253	156	73	24
	納付率(%)	58.99	59.95	37.90	43.83	34.29	24.28

注 「定額保険料納付」とは、納付対象月数のうち一部免除（3/4免除、半額免除、1/4免除）以外のもの、すなわち、年度ごとに決められる定額保険料を全額納付すべき月数に係るものである。

2 現年度分納付率の変化に係る分析

(1) 被保険者属性別の納付率の変化

平成24年度の納付率（現年度分）と前年度の納付率（現年度分）の変化を被保険者属性別にみると、次のとおり。

- 納付対象月数が全体の約7割を占める、「2年間引き続き第1号被保険者であって、両年度とも納付対象月のある者」の平成24年度の納付率は61.16%となっており、前年度と比べて1.03ポイント上昇している。
- 「23年度は全額免除で、24年度は納付対象月がある者」や「20歳に到達した者」のうち「手帳送付者」の納付率は低くなっている。

図6 被保険者属性別の納付率（現年度分）の変化

平成23年度の状況 (3号不整合対象者の納付対象期間を除く納付率 58.95%) (※) 3号不整合対象者の納付対象期間を含めた全体の納付率は58.64%		平成24年度の状況 (3号不整合対象者の納付対象期間を除く納付率 59.20%) (※) 3号不整合対象者の納付対象期間を含めた全体の納付率は58.99%	
1号資格喪失者	23年度中に60歳に到達し資格喪失した者 納付率 76.50% (納付対象月 328万月)	平成23年度のみ 納付対象月がある者	
	その他平成23年度中に資格喪失した者 納付率 57.97% (納付対象月 1,265万月)		
23年度は納付対象月があり、24年度は全額免除の者	申請全額免除者 納付率 18.98% (納付対象月 212万月)		
	学生納付特例者等 納付率 20.03% (納付対象月 249万月)		
両年度とも納付対象月がある者	2年間引き続き第1号被保険者である者 納付率 60.13% (納付対象月 11,284万月)	両年度とも納付対象月がある者	2年間引き続き第1号被保険者である者 納付率 61.16% (納付対象月 11,131万月)
	24年度中に60歳に到達した者 納付率 76.44% (納付対象月 557万月)		24年度中に60歳に到達した者 納付率 79.13% (納付対象月 307万月)
	その他 (この2年間に資格喪失、再取得した者等) 納付率 54.37% (納付対象月 2,059万月)		その他 (この2年間に資格喪失、再取得した者等) 納付率 57.83% (納付対象月 1,955万月)
平成24年度のみ納付対象月がある者	23年度は全額免除で、24年度は納付対象月がある者	申請全額免除者 納付率 28.14% (納付対象月 239万月)	申請全額免除者 納付率 28.14% (納付対象月 239万月)
		学生納付特例者等 納付率 39.44% (納付対象月 257万月)	学生納付特例者等 納付率 39.44% (納付対象月 257万月)
	新規資格取得者	20歳に到達した者 手帳送付者 納付率 46.59% (納付対象月 235万月) それ以外の者 納付率 23.17% (納付対象月 144万月)	20歳に到達した者 手帳送付者 納付率 46.59% (納付対象月 235万月) それ以外の者 納付率 23.17% (納付対象月 144万月)
		2号からの移行者等 納付率 56.79% (納付対象月 641万月)	2号からの移行者等 納付率 56.79% (納付対象月 641万月)
		3号からの移行者 納付率 72.64% (納付対象月 192万月)	3号からの移行者 納付率 72.64% (納付対象月 192万月)
	その他 納付率 16.91% (納付対象月 256万月)	その他 納付率 16.91% (納付対象月 256万月)	

注1 第3号被保険者不整合記録(※)問題への対応として、平成23年11月から、直近2年間に不整合記録を有している者に対し、種別変更の勧奨状を送付し、届出がない場合は職権による種別変更を行っている。「3号不整合対象者の納付対象期間」とは、第3号被保険者不整合記録となっていた期間及びそれに連続する納付対象期間をいう。

(※) 第3号被保険者が第1号被保険者になった場合の届出がされていないため、実際には第1号被保険者であるにもかかわらず、第3号被保険者期間として管理されている年金記録。

注2 被保険者属性別の納付率及び納付対象月には、3号不整合対象者の納付対象期間を含まない。

注3 「20歳に到達した者」のうち、「手帳送付者」とは、加入届が未届である者に対して、手帳送付による資格取得の手続き(いわゆる「職権運用」)をした者であり、「それ以外の者」とは、自ら届出を行い被保険者となった者である。

(2) 納付率の変化の影響度

平成24年度の納付率（現年度分）と前年度の納付率（現年度分）の変化0.35ポイントに対する被保険者属性別の影響度をみると、次のとおりとなっている。

- 2年間引き続き第1号被保険者である者による影響 ……+0.79ポイント
- 23年度は申請全額免除者で、24年度に納付対象月がある者による影響 ……△0.48ポイント
- 23年度は申請全額免除者で、24年度に納付対象月がある者による影響 ……△0.32ポイント
- 23年度は学生納付特例者等で、24年度に納付対象月がある者による影響 ……△0.32ポイント
- 23年度は学生納付特例者等で、24年度に納付対象月がある者による影響 ……△0.32ポイント

表8 納付率（現年度分）の変化に対する被保険者属性別影響

			納付対象月数の変化による影響度 ①	納付率の変化による影響度 ②	影響度 ①+②	
合 計			△ 0.92	1.27	0.35	
被保険者属性	平成23年度のみ 納付対象月がある者	1号資格喪失者	23年度中に60歳に到達した者	△ 0.36	-	△ 0.36
			その他23年度中に資格喪失した者	0.05	-	0.05
		23年度は納付対象月があり、 24年度は全額免除の者	申請全額免除者	0.52	-	0.52
			学生納付特例者等	0.60	-	0.60
	前年度とも 納付対象月がある者	2年間引き続き第1号被保険者である者		0.04	0.75	0.79
		23年度中に60歳に到達した者		△ 0.26	0.05	△ 0.21
		その他（この2年間に資格喪失、戻された者等）		0.00	0.44	0.44
	平成24年度のみ 納付対象月がある者	23年度は全額免除で、 24年度は納付対象月がある者	申請全額免除者	△ 0.48	-	△ 0.48
			学生納付特例者等	△ 0.32	-	△ 0.32
		新規資格取得者	20歳に到達した者	△ 0.19	-	△ 0.19
2号からの移行者等			△ 0.08	-	△ 0.08	
3号からの移行者			0.18	-	0.18	
その他			△ 0.70	-	△ 0.70	
3号不整合対象者の納付対象期間			0.08	0.02	0.10	

注 「影響度」は、被保険者属性別に、当該属性の納付対象月数の変化及び当該属性における納付率の変化が、平成24年度の納付率（現年度分）と前年度の納付率（現年度）の変化（0.35ポイント）にどの程度影響したかを示したものである。

Ⅲ 地域別の保険料納付状況

(1) 都道府県別の保険料納付状況

- 平成24年度分保険料の納付状況を都道府県別にみると、納付率が高かった上位3県は、昨年度同様、島根、新潟、福井となっている。反対に低かった下位3都府県は、沖縄、大阪、東京となっている。
- 前年度の納付率との変化に着目すると、納付率は37都道府県では上昇し、10府県では低下している。
- 納付率の低下幅が大きかった下位3県は、千葉、大分、鳥取となっている。

表9 都道府県別納付率（現年度分）の変化

都道府県	平成23年度（現年度分）				平成24年度（現年度分）				納付率の変化		全国の納付率の変化に対する影響度	
	対象月数 (万月)	納付月数 (万月)	納付率 (%)	順位	対象月数 (万月)	納付月数 (万月)	納付率 (%)	順位	(%)	順位	(%)	順位
全 国	16,042	9,407	58.64		15,274	9,010	58.99		0.35		0.35	
北海道	636	369	58.01	33	599	353	58.89	33	0.88	11	0.03	3
青森県	178	101	56.76	39	165	96	57.91	36	1.15	5	0.01	8
岩手県	153	100	65.19	15	139	93	66.64	12	1.44	0	0.01	12
宮城県	297	170	57.13	37	277	163	58.67	34	1.54	2	0.03	5
秋田県	117	79	67.69	7	108	74	68.74	7	1.04	6	0.01	21
山形県	131	90	69.17	4	121	85	69.89	5	0.72	17	0.00	27
福島県	226	134	59.02	31	210	129	61.52	28	2.51	0	0.03	4
茨城県	427	240	56.21	40	406	229	56.23	41	0.02	37	0.00	36
栃木県	277	156	56.19	41	261	148	56.84	39	0.64	19	0.01	10
群馬県	272	168	61.87	26	259	160	61.82	27	△ 0.05	40	△ 0.00	43
埼玉県	1,017	566	55.67	42	977	543	55.53	44	△ 0.14	44	△ 0.01	45
千葉県	854	487	57.03	38	817	464	56.80	40	△ 0.22	47	△ 0.01	47
東京都	2,073	1,143	55.11	44	2,002	1,106	55.23	45	0.12	34	0.01	15
神奈川県	1,211	697	57.53	34	1,175	676	57.55	37	0.02	36	0.00	38
新潟県	257	182	70.67	2	241	172	71.40	2	0.73	16	0.01	17
富山県	110	76	69.11	5	104	73	69.89	4	0.78	14	0.00	22
石川県	128	88	68.64	6	121	84	69.47	6	0.82	12	0.01	19
福井県	83	58	69.77	3	79	55	70.34	3	0.58	21	0.00	30
山梨県	114	73	64.46	18	108	70	64.75	17	0.29	30	0.00	31
長野県	253	171	67.51	9	242	163	67.44	10	△ 0.06	41	△ 0.00	40
岐阜県	259	175	67.61	8	245	167	68.18	8	0.57	22	0.01	16
静岡県	474	299	63.06	20	447	284	63.53	20	0.47	24	0.01	9
愛知県	924	572	61.93	25	883	554	62.73	23	0.80	13	0.05	1
三重県	218	143	65.69	12	205	137	66.97	11	1.29	4	0.02	7
滋賀県	154	101	65.30	14	148	97	65.67	15	0.38	25	0.00	25
京都府	313	188	60.10	30	298	182	61.10	29	1.00	9	0.02	6
大阪府	1,125	559	49.68	46	1,081	536	49.61	46	△ 0.07	42	△ 0.01	46
兵庫県	644	369	57.29	35	613	353	57.53	38	0.24	32	0.01	14
奈良県	170	106	62.38	22	161	101	62.37	25	△ 0.01	39	△ 0.00	39
和歌山県	126	84	67.14	10	118	80	67.86	9	0.72	18	0.00	23
鳥取県	61	39	64.63	17	58	37	64.49	18	△ 0.14	45	△ 0.00	41
島根県	63	45	71.36	1	59	42	71.58	1	0.22	33	0.00	37
岡山県	190	120	63.02	21	184	116	63.01	21	△ 0.01	38	0.00	35
広島県	307	196	63.77	19	293	187	63.86	19	0.09	35	0.00	32
山口県	140	92	65.65	13	133	88	65.98	14	0.32	28	0.00	29
徳島県	83	52	62.37	23	78	49	62.61	24	0.25	31	0.00	34
香川県	103	67	64.91	16	99	64	64.79	16	△ 0.12	43	△ 0.00	42
愛媛県	153	100	65.71	11	143	94	66.28	13	0.57	23	0.00	26
高知県	85	52	61.78	27	80	49	62.10	26	0.32	29	0.00	33
福岡県	550	302	54.86	45	519	290	55.89	42	1.02	8	0.04	2
佐賀県	96	59	62.13	24	90	56	62.76	22	0.63	20	0.00	28
長崎県	170	94	55.23	43	159	88	55.60	43	0.37	26	0.00	24
熊本県	220	133	60.29	29	206	126	61.05	30	0.76	15	0.01	13
大分県	110	66	60.49	28	103	62	60.29	31	△ 0.20	46	△ 0.00	44
宮崎県	129	76	58.67	32	119	71	59.70	32	1.03	7	0.01	18
鹿児島県	174	100	57.19	36	162	94	58.17	35	0.98	10	0.01	11
沖縄県	188	72	38.14	47	178	69	38.49	47	0.35	27	0.01	20

注 「全国の納付率の変化に対する影響度」は、当該都道府県の納付対象月数の変化及び当該都道府県における納付率の変化が、全国の平成24年度の納付率（現年度分）と前年度の納付率（現年度分）の変化（+0.35ポイント）にどの程度影響したかを示したものである。

表10 都道府県別の保険料納付状況

都道府県	平成24年度分 (現年度分)		過年度分を加えた納付率及び前年度からの伸び							
			平成23年度分				平成22年度分			
	納付率 (%)	順位	納付率 (%)	順位	前年度からの伸び (ポイント)		納付率 (%)	順位	前年度からの伸び (ポイント)	
					順位	順位			順位	順位
全 国	58.99		62.55		3.91		64.55		2.35	
北海道	58.89	33	62.40	34	4.39	5	63.77	35	2.16	20
青森県	57.91	36	60.67	39	3.92	18	61.95	41	2.14	23
岩手県	66.64	12	70.17	11	4.98	3	71.88	10	2.42	9
宮城県	58.67	34	63.28	32	6.15	2	64.51	32	3.24	1
秋田県	68.74	7	72.03	6	4.33	6	73.35	7	1.80	42
山形県	69.89	5	73.14	4	3.97	15	74.88	3	2.01	30
福島県	61.52	28	65.33	28	6.32	1	65.10	31	2.69	3
茨城県	56.23	41	59.66	42	3.45	35	61.67	43	2.20	19
栃木県	56.84	39	59.90	40	3.71	28	62.16	39	2.27	14
群馬県	61.82	27	65.60	25	3.73	24	67.58	24	1.90	36
埼玉県	55.53	44	59.67	41	4.00	13	62.18	38	2.66	5
千葉県	56.80	40	60.83	38	3.80	22	63.37	36	2.53	7
東京都	55.23	45	59.02	44	3.91	19	61.69	42	2.80	2
神奈川県	57.55	37	61.20	37	3.67	29	63.87	34	2.60	6
新潟県	71.40	2	74.33	2	3.66	30	75.47	2	1.89	37
富山県	69.89	4	72.70	5	3.59	34	74.29	5	2.11	24
石川県	69.47	6	72.00	7	3.35	40	73.28	8	1.82	39
福井県	70.34	3	73.36	3	3.59	33	74.65	4	1.77	43
山梨県	64.75	17	67.83	18	3.36	39	69.84	17	1.70	45
長野県	67.44	10	71.51	8	4.00	14	73.61	6	1.96	34
岐阜県	68.18	8	70.87	9	3.27	43	72.22	9	1.94	35
静岡県	63.53	20	66.83	21	3.77	23	68.77	20	2.40	11
愛知県	62.73	23	65.73	24	3.81	21	67.26	25	2.26	15
三重県	66.97	11	69.10	12	3.42	37	70.40	15	2.08	27
滋賀県	65.67	15	68.64	15	3.35	41	70.56	13	2.10	25
京都府	61.10	29	64.31	30	4.21	8	66.35	28	2.49	8
大阪府	49.61	46	53.39	46	3.71	27	55.71	46	2.39	12
兵庫県	57.53	38	61.22	36	3.93	17	63.29	37	2.14	22
奈良県	62.37	25	65.97	23	3.59	32	67.75	23	2.01	32
和歌山県	67.86	9	70.58	10	3.44	36	71.78	11	1.70	46
鳥取県	64.49	18	67.98	17	3.35	42	69.40	18	2.05	29
島根県	71.58	1	74.98	1	3.61	31	76.11	1	2.07	28
岡山県	63.01	21	66.97	20	3.95	16	68.20	21	2.67	4
広島県	63.86	19	67.64	19	3.86	20	69.16	19	2.28	13
山口県	65.98	14	69.07	13	3.41	38	70.65	12	2.01	31
徳島県	62.61	24	65.60	26	3.23	44	66.62	27	1.82	40
香川県	64.79	16	68.06	16	3.15	46	69.89	16	1.64	47
愛媛県	66.28	13	68.92	14	3.21	45	70.50	14	1.70	44
高知県	62.10	26	65.50	27	3.72	25	67.01	26	2.20	18
福岡県	55.89	42	59.15	43	4.29	7	60.67	45	2.23	16
佐賀県	62.76	22	66.28	22	4.15	10	67.79	22	1.99	33
長崎県	55.60	43	58.95	45	3.72	26	60.87	44	2.20	17
熊本県	61.05	30	64.32	29	4.02	12	65.71	29	2.15	21
大分県	60.29	31	63.45	31	2.97	47	65.62	30	1.86	38
宮崎県	59.70	32	62.70	33	4.03	11	64.09	33	1.81	41
鹿児島県	58.17	35	61.36	35	4.17	9	62.16	40	2.08	26
沖縄県	38.49	47	42.55	47	4.42	4	44.43	47	2.41	10

(2) 市区町村規模別の保険料納付状況

- 平成 24 年度分保険料の納付状況を市区町村の規模別にみると、納付率は町村が最も高く、政令指定都市及び東京 23 区で低い傾向が見られる。
- 市区町村の規模別に納付率の前年度末からの変化をみると、政令指定都市で 0.34 ポイント上昇、東京 23 区で 0.05 ポイント上昇、その他の市で 0.43 ポイント上昇、町村で 0.70 ポイント上昇し、全ての市区町村規模で上昇している。

表 1 1 市区町村の規模別納付率の変化

	平成23年度 (現年度分)			平成24年度 (現年度分)			平成23年度から 24年度の変化		
	納付対象 月数 (万月)	納付月数 (万月)	納付率 (%)	納付対象 月数 (万月)	納付月数 (万月)	納付率 (%)	対象月数 の変化率 (%)	納付月数 の変化率 (%)	納付率 の差 (ポイント)
全 国 合 計	16,042	9,407	58.64	15,274	9,010	58.99	△ 4.8	△ 4.2	0.35
政令指定都市	3,295	1,815	55.07	3,247	1,799	55.41	△ 1.5	△ 0.9	0.34
東 京 23 区	1,463	793	54.20	1,415	767	54.25	△ 3.3	△ 3.2	0.05
そ の 他 の 市	9,781	5,838	59.69	9,216	5,541	60.12	△ 5.8	△ 5.1	0.43
町 村	1,503	962	63.98	1,396	903	64.68	△ 7.1	△ 6.1	0.70

(参考1) 都道府県別全額免除割合の変化

	全額免除割合			(参考) 一部免除割合	
	平成23年度①	平成24年度②	差(②-①)	平成23年度	平成24年度
全 国	30.4	32.0	1.6	2.5	2.6
北海道	38.3	39.5	1.2	3.8	3.9
青森県	37.3	39.1	1.8	4.8	5.3
岩手県	32.4	34.3	1.9	3.6	4.2
宮城県	32.6	32.4	△ 0.2	2.4	3.4
秋田県	35.5	37.4	1.9	4.4	4.5
山形県	29.9	31.1	1.3	3.7	3.8
福島県	34.8	36.1	1.3	2.6	3.0
茨城県	26.8	28.1	1.3	2.0	2.4
栃木県	26.0	28.2	2.2	1.9	2.3
群馬県	26.5	27.9	1.4	2.7	2.6
埼玉県	24.2	25.6	1.4	1.6	1.8
千葉県	23.8	25.4	1.6	1.4	1.5
東京都	22.4	24.1	1.7	1.3	1.5
神奈川県	23.8	25.6	1.8	1.4	1.5
新潟県	30.4	32.1	1.7	2.6	2.8
富山県	25.4	27.3	1.9	1.5	1.7
石川県	29.9	32.0	2.1	2.6	2.9
福井県	29.1	30.8	1.8	3.0	2.8
山梨県	29.1	30.8	1.7	2.9	3.3
長野県	26.9	28.2	1.3	2.5	2.4
岐阜県	25.5	27.4	1.9	2.4	2.3
静岡県	24.5	26.2	1.7	1.8	1.9
愛知県	24.9	26.8	1.9	2.0	2.1
三重県	26.7	29.0	2.2	1.8	2.0
滋賀県	30.3	32.4	2.1	2.1	2.2
京都府	36.0	37.6	1.6	2.5	2.6
大阪府	35.0	36.6	1.6	2.6	2.7
兵庫県	34.2	36.1	1.9	2.9	2.8
奈良県	35.3	36.7	1.4	2.4	2.5
和歌山県	37.3	39.0	1.7	2.7	3.0
鳥取県	37.2	38.3	1.1	3.9	4.1
島根県	35.2	36.3	1.1	3.7	3.4
岡山県	35.7	36.5	0.8	3.0	3.1
広島県	33.1	34.7	1.6	2.4	2.5
山口県	35.0	37.0	2.0	3.4	3.4
徳島県	39.1	41.0	1.9	2.6	2.8
香川県	32.2	34.1	1.8	2.2	2.5
愛媛県	39.1	41.3	2.2	3.3	3.8
高知県	39.4	40.9	1.4	3.3	3.5
福岡県	40.1	42.3	2.2	3.7	4.0
佐賀県	35.3	37.5	2.2	4.0	4.4
長崎県	37.0	38.7	1.7	3.8	4.1
熊本県	36.2	38.6	2.4	3.8	4.1
大分県	40.1	42.1	2.0	4.3	4.1
宮崎県	39.7	42.3	2.6	5.6	5.5
鹿児島県	41.3	43.3	2.0	3.7	4.2
沖縄県	49.3	50.6	1.3	4.1	4.6

注1 全額免除割合(%) = $\frac{\text{法定免除者数} + \text{申請全額免除者数} + \text{学生納付特例者数} + \text{若年者納付猶予者数}}{\text{第1号被保険者数 (任意加入被保険者数を除く)}} \times 100$

注2 一部免除割合(%) = $\frac{\text{申請3/4免除者数} + \text{申請半額免除者数} + \text{申請1/4免除者数}}{\text{第1号被保険者数 (任意加入被保険者数を除く)}} \times 100$

(参考2) 東日本大震災における被災による申請全額免除の状況

- 天災等により国民年金保険料を納付することが著しく困難である場合は、申請により保険料の納付を全額免除とすることができる。
- 東日本大震災による被害の大きかった岩手、宮城、福島においては、平成23年度末での被災による申請全額免除者数がその他の都道府県と比べて大きくなっている。
- 平成24年度末での被災による申請全額免除の状況は、岩手県及び宮城県については、その他の都道府県と同程度になっている一方、福島県においては、引き続きその他の都道府県と比べて大きい。

(年度末現在、単位：人)

都道府県	平成22年度			平成23年度			平成24年度		
	第1号 被保険者数	申請全額 免除者数	(再掲) 被災による申請 全額免除者数	第1号 被保険者数	申請全額 免除者数	(再掲) 被災による申請 全額免除者数	第1号 被保険者数	申請全額 免除者数	(再掲) 被災による申請 全額免除者数
全国	19,037,636	2,214,666	169	18,717,052	2,300,160	24,559	18,343,664	2,394,421	10,580
岩手県	191,927	26,998	2	183,224	27,966	2,280	171,040	26,344	6
宮城県	362,120	48,433	0	355,142	56,314	7,190	334,552	47,492	29
福島県	293,875	40,363	0	285,082	51,060	13,441	270,294	49,295	10,136
その他の都道府県	18,189,714	2,098,872	167	17,893,604	2,164,820	1,648	17,567,778	2,271,290	409

注 申請による保険料納付の全額免除には、申請から全額免除が決定するまで一定の事務処理期間が必要であることから、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震から間もない平成22年度末時点においては、被災による申請全額免除者数が少なかったものと考えられる。